

設工認ヒアリング等コメント管理表

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|-------------|-----|--|--|---|---|--|
| 3/12 | 1 | スケジュール管理&体制 | — | ○申請スケジュール管理及びチェック体制について ・昨年12月23日の審査会合で、人的リソースの追加を実施し、2月初め、3月末で設工認変更申請（分割2回）の申請を実施するとの説明を受けた。スケジュール管理をしっかりと実施して、スケジュールどおりの申請を実施すること。 | ・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。 | 対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。 ・体制強化は、親会社を含め対応。 | | |
| 3/12 | 2 | 一般産業用工業品 | 申請書 | ○一般産業用工業品について ・一般産業用工業品については、何がリストアップされていて、基本設計方針を含めどの様に対応するのかを整理して申請書に記載すること。 | 補足説明資料により説明した上で、説明内容を補正申請する。 | 対応済 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-019 → 設1-補-003-02に再附番） （補正申請書に反映） ⇒<補正>別添 I 1.9「安全機能を有する施設」、添付9「6. 一般産業用工業品…」 | 別添 I 1.9「安全機能を有する施設」P28、添付書類3 第3-1表 P5, P6、添付9「6. 一般産業用工業品…」 P7, P8 | 一般産業用工業品の交換及び更新等の基本方針を記載し、第3-1表に対象機器を記載した。 |
| 3/12 | 3 | 一般産業用工業品 | 申請書 | ○一般産業用工業品について ・設計の観点で、設工認対象設備がリストアップされているので、一般産業用工業品としても設計条件等と同等に整理されるべき。 | No. 2にて対応 | No. 2にて対応 | | |
| 3/12 | 4 | 基本設計方針 | 申請書 | ○基本設計方針の記載について ・前後比較表の前の記載は全て「-」となっているが、この記載は前回までの申請書に記載の有無ではなく、設計として従前はどの様に設計していたかを前に記載し、後には従前から変更・追加等を実施した内容を記載する。なお、この記載についてはJNFLの設工認申請書をよく確認すること。 | 補足説明資料により説明した上で、説明内容を補正申請する。 | 対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-006 → 設1-補-003-01に再附番） （補正申請書に反映） ⇒<補正>別添 I 1全般（記載ルール変更） | 別添 I 基本設計方針全般 | 補足説明資料（設1-補-003-01）の基本設計方針変更前後の記載の考え方に合わせて変更前後の記載の補正をした。 |
| 3/12 | 5 | 基本設計方針 | 申請書 | ○基本設計方針の記載について ・材料及び構造（第14条）の記載について、検査として耐圧試験についての記載が無い。また、基本設計方針には検査は記載しないという回答について、電力、JNFLの記載状況を確認し、記載がある場合は適切に対応すること。 | 材料及び構造（第14条）の基本設計方針に、検査についての記載を追加することとし、その旨を補足説明資料により説明する。補足説明資料で説明した内容を補正申請する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-009 → 設1-補-005-02に再附番） （補正申請書に反映） ⇒<補正>別添 I 1.10.4「耐圧試験又は漏えい試験について」 | 別添 I 1. P30, 31 | 別添 I 1.10.1(3), 1.10.3, 1.10.4に検査に関する記載を追加した。 |
| 3/12 | 6 | 基本設計方針 | 申請書 | ○基本設計方針の記載について ・代替計測設備は、対象設備との認識だが第3-1表に記載がない。長期的な視野で仕様が変わることも想定し、要目表に記載しないなら、基本設計方針や添付にどう記載するか、体系的に整理して説明すること。 | 補足説明資料により代替計測に関する説明を実施する。 | 対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-020 → 設1-補-002-02に再附番） 補正はNo. 252, 253で対応 | 添付書類3 第3-1表 設1-補-002-02 | 添付書類3 第3-1表に代替計測用計測器を、機器グループ②-2として記載した。 設1-補-002-02に要目表を作成する旨を記載 |
| 3/12 | 7 | 網羅性 | 申請書 | ○設工認対象設備のリストアップについて ・網羅性の表について、何をどの様に確認してリストアップしたのかを設備リストに繋がるような説明をすること。系統図等の色塗りについては、考え方も含め説明が無いと色塗りの図だけでは理解できないので、補足説明資料などで説明すること。 | 補足説明資料に、下記事項を明記する。 ・抽出時の考え方が設備リストに繋がるよう説明する。 ・色塗りの際の考え方 ・技術基準規則条文の機能要求に対する該当有無により設工認対象設備を抽出する。 ・前提となる設備概要の資料について、ヒアリングでのコメント反映と充実化を図る。 | 対応済（6/11ヒアリングにて網羅性説明） 5/21に5/28ヒアリング資料として提出。 （設1-補-002） （補正申請書に反映） ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 設工認対象設備の網羅性について第3-1表に記載。要目表や基本設計方針に記載する機器が判別できるように記載。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|-------------|-----|--|---|--|--|---|
| 3/12 | 8 | 網羅性 | 申請書 | ○設工認対象設備のリストアップについて ・各条文に対する網羅性の考え方を補足説明資料で説明すること。 また、記号の記載については解釈により記載の不整合やミスが見受けられる。適切な記載となる様に見直すこと。 | 補足説明資料で網羅性の考え方を明記する。 なお、修正が必要な箇所の記号は記載を見直す。 | 対応済 (6/11ヒアリングにて網羅性説明) 5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) 補正はNo.7で対応 | 補足説明資料 設1-補-002 P1~P6 | 網羅性の説明について記載した。 |
| 3/12 | 9 | 網羅性 | 申請書 | ○設工認対象設備のリストアップについて ・設置しない設備の記載の在り方を検討し、設備を設置しないという設計の考え方を記載すること。また、申請書作成要領としても、技術基準に対して設置不要な場合の対応の記載を確認する必要がある。 | 設置が不要な設備について、不要な理由を記載し、設置しないことを共通の基本設計方針又は個別施設の基本設計方針に記載する。 (換気設備、廃棄設備) (設備概要の資料については、No.7で対応) | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-002 → 換気関係は設1-補-002-01に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>別添 I 1.12 「換気設備」、添付15-4 「換気設備に関する説明書」 (廃棄施設は次回申請範囲) | 別添 I 1.12 「換気設備」 P33、 添付15-4 「換気設備に関する説明書」 P1 | 放射線障害防止のための換気設備が不要の旨を記載。 |
| 3/12 | 10 | 基本設計方針 | 申請書 | ○技術基準第14条の対応について (材料及び構造) ・ i. 1. 10. 2 (a) の要求事項を定める設備を明確に記載すること。 | 材料及び構造について、基本設計方針の記載変更案を補足説明資料にて説明する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-009 → 設1-補-005-02に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>別添 I 1.10 「材料及び構造」 | 別添 I 1. P30 | 別添 I 1.10.2に要求事項の対象となる設備を明確に記載した。 |
| 3/12 | 11 | QMS | 申請書 | ○QMSについて ・建設時の保安規定は既に認可されており、この認可に基づき新しい保安規定に基づくマニュアル体系で設工認変更申請書が作成されているという理解であった。保安規定施行前後でどの様な対応となるのか (品証規則で要求されている事項が、品証規則施行以前でも要求事項を満足している事などを) を整理して説明すること。 | 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについては、設工認申請書が品管規則の改正を踏まえていること、及び保安規定施行に伴う品質保証規程 (改訂25) に整合している旨の説明とする。 | 対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-010 → 設1-補-006に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>QMS本文 (別添V) 及び説明書 (添付書類1-2、2、2.1) 全般に渡って「原子力品質保証規程に基づく」としていたものを「保安規定に基づく」へ変更。 | QMS本文 (別添V) 及び説明書 (添付書類1-2、2、2.1) 全般 | 「原子力品質保証規程に基づく」としていたものを「保安規定に基づく」へ変更した。 |
| 3/12 | 12 | 電気設備 | 申請書 | ○電気設備について ・電源車の接続方法、軽油タンクの設置状況、軽油タンクから電源車への軽油の供給方法等具体的な運用、電気設備の点検頻度の妥当性等についても、補足説明資料で説明が必要。 | 補足説明資料を作成し、説明を行う。 (電気設備の点検に関しては、安全機能の説明書で説明をするか、電気設備の補足説明資料に追加するか、検討する) | 対応済 6/2ヒアリングで補足説明資料を説明。 ⇒<補正>添付15-1 「電気設備に関する説明書」に点検・試験・検査性について記載 | 別添 I 2 P42 添付15-1 P9~P16、 P19 添付16-6 P10~16 添付18 18-2-1、18-2-5-7、18-4-4-1、18-4-4-6 | 電源車の電源系統への接続、給油方法、軽油タンクの設置位置等は、別添 I 2、添付15-1、添付16-6、添付18に記載。 電気設備の主な機器の保守・検査等は添付15-1に記載。 |
| 3/12 | 13 | その他 | 申請書 | ○添付図等 ・配置図や構造図についても、分割の1回目か2回目かが目次でわかる様に記載すること。また、単に項目の記載だけだと具体的な図のイメージが湧かないので、もう少し具体的に表現して欲しい。 | ・2回目に申請する構造図、系統図についても、申請する図面全てがわかるように目次を作成し、1回目の補正申請に添付する。 ・図面類の目次を作成し、補足説明資料として補正前に説明する。 | 対応済 6/9ヒアリングにて補足説明資料を説明。 (設1-補-026 → 設1-補-014に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>添付書類3の添付目次 | 添付書類3の添付の目次 目-5, 6, 7 | 補足説明資料 設1-補-014を再提出予定 添付書類3の添付の目次に反映済み |
| 3/12 | 14 | スケジュール管理&体制 | - | ○補足説明資料について ・申請書の補足説明としては充実した補足説明資料が必要なので、提出や説明のスケジュールも合わせてどの様に対応するかを検討して適切に対応すること。 | 補足説明資料の内容及び提出時期を検討し、スケジュール管理表で管理するとともに、補足説明資料の内容については社内の確認会で確認してから提出する。 | 対応済 ・毎日の確認会にて確認実施 (継続実施中)。 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付〇」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付〇」を示す | どのように補正・修正したか |
|-------------------|-----|--------------|-----------|---|---------------------------|---|--|---------------|
| 3/23審査会合用資料へのコメント | | | | | | | | |
| 3/19 | 15 | 網羅性 | 審査会合用 PPT | ○設工認設備抽出について ・設工認対象設備の抽出について、網羅的に抽出したことの正当性、考え方等を整理して説明すること。設備抽出の方法としては、JNFLの状況を確認して、何からどのように選定したのかを補足説明資料にて説明すること。また、具体的な確認資料（図面の色塗り等）はボリューム感を考えて代表例でも良いので、エビデンスを示し説明すること。 ・代替計測についても設備抽出の全体像の中に含めて説明が必要ではないか。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・網羅的な抽出はNo. 7、代替計測はNo. 6にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 16 | QMS | 審査会合用 PPT | ○QMSについて ・P12 事業変更許可申請書のQMSの記載は、「本文九」ではなく「本文七」なので適切に修正すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 17 | QMS | 審査会合用 PPT | ○QMSについて ・品管規則施行前後での品質管理プロセスの相違点を明確にし、差分があった場合には品管規則に整合している事の方及びその判断基準を説明すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 18 | QMS | 審査会合用 PPT | ○QMSについて ・品質保証規定（改訂25）については、現時点で制定されていないのであれば、その旨を適切に記載すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 19 | QMS | 審査会合用 PPT | ○QMSについて ・補足説明資料により、設計管理プロセスが品質保証規定の改訂24から改訂25になったとしても変更がないことを説明すること。また、品質保証規定の呼び込みだけでは、品管規則に整合している事が確認できないので、エビデンスも示して説明すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 20 | QMS | 審査会合用 PPT | ○QMSについて ・検査についても、設置済の機器・設備であっても品管規則に適合していること等について、使用前確認で確認する必要がある。検査の独立性も含め適切に整理して説明できるようにすること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 21 | 一般産業用工業品 | 審査会合用 PPT | ○一般産業用工業品について ・分割1回目の設工認申請書に現状記載されていないが、今後何処にどのように記載するか等について記載の考え方や具体的な記載内容について、補足説明資料により説明すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・一般産業用工業品の説明についてはNo. 2にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 22 | 基本設計方針 | 審査会合用 PPT | ○火災防護について ・貯蔵建屋の火災防護について、第1回目の申請は電気設備として記載するのか、基本設計方針として全体像を説明するのかにより、火災防護の示し方や分割2回目での記載がわりがかわってくる。どのように記載するのかを整理して説明すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・貯蔵建屋の火災防護については補足説明資料（設1-補-018）により説明予定。 | | |
| 3/19 | 23 | 基本設計方針 | 審査会合用 PPT | ○設備の抽出と網羅性について ・各条文に対する網羅性の考え方を補足説明資料で説明すること。また、記号の記載については適切な記載となる様に見直すこと。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・基本設計方針の記載についてはNo. 7にて継続して対応。 | | |
| 3/19 | 24 | 許可整合及び技術基準適合 | 審査会合用 PPT | ○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P22-25で記載している「外部電源喪失」について、津波と津波以外（竜巻影響等）についての記載を区別して記載し、設計の考え方や給電の方法を具体的に記載すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・外部電源喪失については補足説明資料（設1-補-022、024）により説明予定。 | | |
| 3/19 | 25 | 許可整合及び技術基準適合 | 審査会合用 PPT | ○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・軽油貯蔵タンクについては、必要な容量の考え方についても津波襲来時の給油の方法や給油対象設備（津波襲来後に必要な設備含む）を補足説明資料により説明すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・軽油貯蔵タンクについては補足説明資料（設1-補-023）により説明予定。 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------------------|-----|--------------|-----------|---|---|---|--|---------------|
| 3/19 | 26 | 許可整合及び技術基準適合 | 審査会合用 PPT | ○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P27、28で電気設備の仕様として、無停電電源装置と軽油タンクの説明があるが、なぜこの2つの設備の説明なのか、容量の妥当性・正当性も含め添付15、16の充実化が必要と考えられる。まずは補足説明資料により説明し、設工認申請書については充実化を図る検討を実施すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・予備電源については補足説明資料（設1-補-025）により説明予定。 | | |
| 3/19 | 27 | 許可整合及び技術基準適合 | 審査会合用 PPT | ○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P29の記載については、許可整合と技術基準との整合について分かりやすく整理して記載する必要がある。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 | | |
| 3/19 | 28 | その他 | 審査会合用 PPT | ○「類型化」について ・P16-18の記載方針②説明の合理化で記載している「類型化」については、委員会ペーパーで記載している「類型化」と意味合いが異なる。（委員会ペーパーでは耐震Sクラスの施設に対して使用している。）従って、耐震以外の部分では類型化とは違う用語で記載すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 | | |
| 3/19 | 29 | その他 | 審査会合用 PPT | ○工事の方法について ・JNFLでは設備毎に工事の方法を区別した記載としておらず、全ての設備について一括して記載している。記載箇所と記載方法について検討すること。設備毎に記載するのであれば、なぜ設備毎に記載する必要があるのか等考え方を説明すること。 | 審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。 | 対応済 ・工事の方法については補足説明資料（設1-補-011）により説明予定。 | | |
| 3/19 | 30 | スケジュール管理&体制 | スケジュール管理表 | ○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料については、説明する内容について項目毎の関係性も考慮して、資料の作成及び説明を効率的に実施できるように調整すること。 | 補足説明資料を実施する項目を再度抽出し、関連性のあるものを統合して補足説明を行うようスケジュール管理表を修正した（今後も適宜修正する）。 | 対応済 ・4/9提出分から対応 | | |
| 3/19 | 31 | スケジュール管理&体制 | スケジュール管理表 | ○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料の改訂等を考えて、項目毎に資料番号を附番すること。 | 補足説明事項の再抽出及び関連項目の統合の実施の際に再附番した（今後も適宜修正する）。 | 対応済 ・5/6提出分から対応 | | |
| 3/19 | 32 | スケジュール管理&体制 | スケジュール管理表 | ○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料の提出は、できたものから順次提出すること。 | 補足説明資料の提出は、できたものから順次提出する（今後も継続実施する）。 | 対応済 ・スケジュール管理とともに今後も継続する。 | | |
| 3/19 | 33 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○設備の抽出に関する補足説明資料の提出 ・設備リストについては、JNFLにどのようなコメントを受けて修正しているか等も適宜情報を得ること。また、設備リストの作成に当たっては、網羅性と設備の抽出、基本設計方針に加え、仕様としての程度の記載が必要か等十分検討しないと手戻りが発生する。系統の色塗りも踏まえ、適切な記載となるよう検討・調整すること。 | JNFLのヒアリング情報を入手し確認する運用とした。（実施中） ・網羅的な設備の抽出について設1-補-002で説明した（No. 8にて対応） | 対応済 ・今後はNo. 8に含め対応する。 | | |
| 3/23審査会合におけるコメント | | | | | | | | |
| y | 34 | スケジュール管理 | - | ○スケジュール管理について ・設工認変更申請の時期が当初の予定よりも遅れている。次回申請ではスケジュール管理をしっかり実施して欲しい。 ・スケジュールが守れないことに対してどこを改善すれば守れるかの具体的な改善策を立てて実行すること。 ・審査の早期化の要望を役員から受けたが、それに対して申請が遅れたことについて役員からの説明が無いのは不誠実。次回はスケジュールどおりにすすめること。 | No. 1にて対応 | 対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。 ・体制強化は、親会社を含め対応。 | | |
| 3/23 | 35 | 網羅性 | 申請書 | ○対象設備抽出について ・代替計測、可搬型測定器等の津波対応機器についても設備抽出の全体像として添付書類3の表3-1に記載するべき。 ・設備抽出に漏れがない事については、補足説明資料で説明すること。 ・金属キャスク、貯蔵架台について、基準適合性の表3-1の記号の記載が適切ではなかった。考え方等について改めて補足説明資料で説明すること。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|----------------|-----|-------------|--------|---|--|---|--|---|
| 3/23 | 36 | スケジュール管理&体制 | 申請書 | ○申請書のチェック体制について ・分割1回目の申請書で、一般産業用工業品の交換、更新について基本方針を記載する必要があったが、記載が漏れている。申請書の記載チェック、判断ができるような体制を構築すること。 | ・今後は作成資料内容の確認を関係者で毎日実施する。(実施中) | 対応済 ・毎日の確認会を開始(継続実施中)。 | | |
| 3/23 | 37 | QMS | 申請書 | ○品質管理の実践について ・保安規定(建設段階)の認可が昨年9月であったが、分割1回目の設工認変更申請時には保安規定の施行が実施されておらず、保安規定に沿ったQMSが実施されていることが確認できなかった。(2020年4月に施行された品管規則の要求を満足している事の確認もできていない。) ・保安規定の施行が下部マニュアルの制定の有無に影響するのは理由になっておらず、9月に認可されているのに翌年の4月に施行すること自体認識が甘い。 | 今後は法令改正に対し、適切に品質管理体制がとれるようマニュアル等の改訂後に設工認申請する。 | 対応済 ・保安委員会にて適切に実施していることを確認する。 | | |
| 4/2 面談におけるコメント | | | | | | | | |
| 4/2 | 38 | スケジュール管理&体制 | - | ○スケジュール管理及びチェック体制について ・3/23の審査会合で次の事項について、分割1回目の申請を2月中に実施するというスケジュールが守れなかった点について具体的な改善策を立て実施すること、また、必要な要員を配置することを要求した。現状の改善状況及び今後のスケジュールを説明して欲しい。 | ・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。 | 対応済 ・毎日の確認会を開始(継続実施中)。 ・体制強化は、親会社を含め対応。 | | |
| 4/2 | 39 | スケジュール管理&体制 | - | ○スケジュール管理及びチェック体制について ・今回の資料を確認すると、審査会合等で指摘したことに対する対応について、資料が伴っておらず、全体的にRFSの認識が甘い。規制側の要求事項を本当に理解していないのではないかとやむを得ない。規制側の要求事項について指導して欲しいのならばもう一度取上げて行政面談で指導することも考えられるが、現実的には、設工認申請書に対して記載事項の充実化を含めヒアリングでコメントする。体制については、経営陣で再考して頂きたい。 | ・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。 | 対応済 ・毎日の確認会を開始(継続実施中)。 ・体制強化は、親会社を含め対応。 | | |
| 4/2 | 40 | スケジュール管理&体制 | - | ○スケジュール管理及びチェック体制について ・今後の申請スケジュールについても適切に対応し、今後追加する添付書類についてのスケジュールも提出すること。 | 補足説明資料を実施する項目を再度抽出し、関連性のあるものを統合して補足説明を行うようスケジュール管理表を修正した(今後とも適宜修正する)。 | 対応済 ・4/9提出分から対応 | | |
| 4/2 | 41 | スケジュール管理&体制 | - | ○資料作成及びスケジュール管理について ・ヒアリングの説明については、何を説明したいのかを明確にしてから実施することを要求していた。形式的な資料は不要、本質的に説明したい事項・内容を整理し、ヒアリング資料とすること。また、資料の関係性を踏まえ、説明内容毎に1回のヒアリングで説明できるように計画すること。 | 資料作成及びスケジュール管理については、資料も関連性も含め、説明内容について十分に精査してから提出するよう、社内の確認会議等で確認を行うこととした。 | 対応済 ・毎日の確認会を開始(継続実施中)。 | | |
| 4/2 | 42 | その他 | - | ○コメントリストについて ・規制側のコメントの内容の理解と対応状況の確認のため、常備資料としてコメントパンチリストを提出し、適切にコメント対応を管理すること。なお、コメントの趣旨と回答が整合していないと、後で大きな問題となる可能性がある。 | コメント管理表をヒアリング資料として提出し、認識を共有する(今後とも継続して実施する)。 | 対応済 ・コメントリスト提出は今後とも継続する。 | | |
| 4/2 | 43 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○網羅性について ・設備抽出の考え方のみでの資料となっているが、抽出結果も含めた資料でないこと確認ができない。説明すべき事項の繋がりを考えて資料組み立てを行い改めて資料提出すること。 | No. 7にて対応(説明事項全般に水平展開) | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 44 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・基本設計方針で記載してあることの添付資料が無いものがある。添付がないなら、申請書の内容は全て補足説明資料で説明が必要。 | ・補足説明資料について、基本設計方針で記載してあることの添付資料が無いものについて、補足説明資料で説明する。 ・ヒアリング結果を踏まえ、他に不足している内容があれば補足説明する。 | 対応済 ⇒補正>右記のとおり 5/28ヒアリングで補足説明。 (設1-補-008,009 → 設1-補-003-01,02に再附番) (補正申請書に反映) | 添付1, 2, 3, 4, 5, 10, 14 | 補正申請時に添付1, 2, 3, 4, 5, 10, 14を追加して申請した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|--------|--------|---|--|--|---|--------------------------------------|
| 4/2 | 45 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・基本設計方針については、分割申請の中で記載する項目の議論は有るが、共通事項については行政面談でRFS自ら分割1回目に記載すると判断したものと理解しているので、補足説明資料で考え方や内容について説明するべき。 | No. 44にて対応 | No. 44にて対応 | | |
| 4/2 | 46 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・耐震や地盤についても、耐震Cクラスとしての説明は必要である。また、分割2回目の申請書の記載内容との差分についても考え方、具体的な記載内容について説明が必要。 | 耐震や地盤に関する、耐震Cクラスとしての説明を実施する。 | 対応済 6/4ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-013 → 設1-補-009-01に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>(地盤に関する記載)添付5-1「申請設備に係る耐震設計の基本方針」 (耐震Cクラス)添付5-8「耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価」 | 別添 I 1.5 P6 添付5 P13~15 添付5-8 添付5-8-1 添付5-8-2 添付5-8-3 | 耐震0クラスの説明を追記した。 |
| 4/2 | 47 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・耐震計算のパラメータ設定の考え方も説明して欲しい。 | 耐震計算のパラメータ設定の考え方を補足説明する。 | 対応済 6/4ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-013 → 設1-補-009-01に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>添付5-8「耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価」 | 別添 I 1.5 P6 添付5 P13~15 添付5-8 添付5-8-1 添付5-8-2 添付5-8-3 | 耐震計算のパラメータ設定の考え方を追記した。 |
| 4/2 | 48 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・津波について、事業許可との関係についての記載が無いので、補足説明資料により説明した上で、補正申請等の対応が必要。 | ・事業許可と設工認の関係について、事業許可(まとめ資料)をベースに補足説明資料で説明を行う。 ・説明内容は、設工認(添付資料)に追記する。 | 対応済 6/4,6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-012,015 → 設1-補-008,010に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>別添 I 1.6.3「津波防護対策」、添付書類1-1(ロ-(7)耐津波構造)、添付6-1-1「津波への配慮に関する基本方針」、添付6-1-2「仮想的大規模津波の設定」、添付6-1-3「仮想的大規模津波の影響を考慮する施設の選定」 | 別添 I 1.6.3 添付書類1-1 ロ-(7) 添付6-1-1 添付6-1-2 添付6-1-3 | 記載の充実を図るため、1回目申請の記載で書き切れなかった内容を追記した。 |
| 4/2 | 49 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・設工認申請書としては、そもそも添付資料が不足している。従って、補足説明資料としても足りない。 また、補足説明資料の内容も薄い。今後、補足説明資料で設工認の申請事項(何を記載して、何を記載しないか、記載しない事項を補足説明資料で説明する等)の整合を図ること。 | No. 44にて対応 | No. 44にて対応 | | |
| 4/2 | 50 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について(設備抽出について) ・設工認対象設備から外した設備、今回追加した設備の考え方を説明すること。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 51 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について(設備抽出について) ・設備抽出時に何の説明を実施するのかの要求事項を明確にしてから作成、検討を行うこと。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 52 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について(設備抽出について) ・自明と考えていることでも、記載を省略せず説明すること。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|-----|---------------|--|---|--|---|---|
| 4/2 | 53 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について（設備抽出について） ・許可整合と技術基準整合の考え方を整理すること。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 54 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について（設備抽出について） ・審査としては備蓄センターの設備を網羅的に示す必要は無く、設工認対象設備を網羅的に抽出されていることを示すことが必要。このため、（設備リストに設工認対象ではない機器・設備の記載は必ずしも必要ではない）。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 55 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について（設備抽出について） ・添付書類3の表3-1における、各設備に付記した記号の考え方を、補足説明資料で説明すること。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 56 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について（設備抽出について） ・新設設備の抽出の考え方や具体的なエビデンスを規制庁側で判断できるよう揃えること。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/2 | 57 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について（設備抽出について） ・一般産業用工業品についても、表3-1に記載し、補足説明すること。 | ・表3-1に一般産業用工業品の欄を設ける。 ・安全機能の補足説明資料に一般産業用工業品の記載を行う。 | 対応済 ・5/14ヒアリングで補足説明。（設1-補-002）（補正申請書に反映） ・5/21ヒアリングで補足説明。（設1-補-019 → 設1-補-013-02に再附番） 一般産業用工業品の記載は設1-補-002の表3-1の見直し時に反映 ⇒<補正>添付第3-1表 | No. 2に同じ。 別添 I 1.9「安全機能を有する施設」P28 添付書類3 第3-1表 P5, P6, 添付9「6. 一般産業用工業品…」 P7, P8 | No. 2に同じ。 一般産業用工業品の交換及び更新等の基本方針を記載し、第3-1表に対象機器を記載した。 |
| 4/2 | 58 | QMS | 申請書 添付資料-2 | ○QMS説明書 ・QMSの説明書P63 添付-2 3.の「ただし、規制側との交渉で記載することになった設備、機器は記載するものとする。」の記載を見直すこと。 | QMS説明書の当該部のただし書きの記載を削除する。 | 対応済 6/2に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 ⇒<補正>QMS説明書(添付書類2)添付-3 3.においてただし書き削除 (添付-1を新たに追加したため、旧添付-2は添付-3となっている) | 添付書類2の添付-3 3.章 P64 | ただし書きを削除した。 |
| 4/2 | 59 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・設工認の本文記載として何を記載するかを整理し、変更事項として何を記載するかを整理し、その上で、設備抽出と合わせて説明すること。 | 申請書本文記載事項の考え方について補足説明した。他のコメントも合わせ改訂版を提出する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) (補正申請書に反映) ⇒<補正>補足説明資料の考え方に従い、本文全般を記載 | 設工認の本文記載全体 | 補足説明資料(設1-補-003)の整理を踏まえて設工認の本文記載へ反映した。 |
| 4/2 | 60 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・添付書類3の添付で次回申請分について、目次に「次回申請」を明記すること。 | 添付書類3に添付の目次がないことから、目次を作成し、次回申請分には「次回申請」を明記する。 また、目次と書類内の「次回申請」の連関がわかるような記載となっているか再確認し、関連がわからない部分があれば記載を修正する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) (補正申請書に反映) ⇒<補正>添付書類3目次、各添付「概要」 | ・添付書類3目次 ・各添付「概要」 | 添付書類3の添付目次を作成し、次回申請分には「次回申請」であることを明記した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|----------------|-----|-------------|-----------|--|--|--|--|---|
| 4/2 | 61 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・代替計測のワーディングの意味合いを資料に追記又は修正するなどして説明すること。 | 資料中の代替設備とは、代替計測に使用する計測設備のこと。今後、似たような言葉を使い分ける場合は、違いが分かるように追記等を行う。 | 対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-020 → 設1-補-002に再附番) | 設1-補-002-02改1 P1 | 設1-補-002-02改1 P1に「代替計測」「代替計測用計測器」の説明を追記 |
| 4/2 | 62 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料について ・マスクングの考え方について、JNFLの議論を確認し、具体的なマスクング箇所の例を含め説明すること。 | 補足説明資料（非公開情報）について、具体的なマスクング箇所の例を説明する。 | 対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-005設 → 設1-補-003-03に再附番) ⇒<補正>補足説明資料で説明したマスクングルールに従い、補正書を作成 (具体的マスクング箇所はNo. 137参照) | (本コメント管理表_コメントNo. 137と同内容) | (本コメント管理表_コメントNo. 137と同内容) |
| 4/2 | 63 | スケジュール管理&体制 | スケジュール管理表 | ○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・今回のヒアリングのコメントを踏まえ、スケジュールの変更及び提出資料についても変更が発生した。ヒアリング日程の調整も必要なので、早めに連絡すること。 | ヒアリングのコメントにて説明スケジュールや提出資料の修正が生じる場合には、ヒアリング日程の変更について社内確認が取れ次第早めに連絡する。 | 対応済 ・今後も適宜対応する。 | | |
| 4/2 | 64 | スケジュール管理&体制 | スケジュール管理表 | ○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・スケジュールありきではなく、資料作成を確実に実施して欲しい。 | No. 41で対応 | 対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。 | | |
| 4/12面談におけるコメント | | | | | | | | |
| 4/12 | 65 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○網羅的な抽出、申請書の記載事項 ・対象設備の抽出については、対象設備とは何かの考え方、申請書の記載事項（要目表、基本設計方針）をセットで説明して欲しい。 | 対象設備の抽出については、対象設備とは何かの考え方、申請書の記載事項（要目表、基本設計方針）をセットで補足説明する。 | 対応済（6/11ヒアリングにて網羅性説明） 5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) (設1-補-003) | 設1-補-003 p.1~5 | 記載の標準（2.2~2.4）として概要を整理した。 |
| 4/12 | 66 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○設工認の記載及び補足説明すべき項目 ・JNFLが週末に提出する予定の共通06、07の資料で、上記の考え方を整理して提出する予定なので、情報収集してRFSの資料に反映すること。 | JNFLの資料を参考に設工認で記載すべき事項の説明資料及び補足説明すべき事項の抽出を行う。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) (設1-補-004) | 設1-補-003全般 | JNFLの共通06、07の資料を確認し、RFSの資料003に反映した。 |
| 4/12 | 67 | 網羅性 | 補足説明資料 | ○網羅的な抽出 ・要求事項については、基本設計方針も含めて整理し、設1-補-005についてはエビデンスで説明すること。常備資料ではなく公開資料として代表例でも良いので補足説明資料に記載して説明すること。 ・設工認対象設備の抽出については、技術基準の適合性も含め、網羅的に適切に抽出されていることを説明すること。代替計測のみを説明しても網羅的に抽出したことは分からない。 | No. 7にて対応 | No. 7にて対応 | | |
| 4/12 | 68 | 基本設計方針 | 申請書 | ○基本設計方針の記載 ・基本設計方針の前後比較（設1-補-006）については、2.2(1)~(8)と取り纏めた表の関連性が理解できる様に整理すること。また、記載の適正化の書き方はJNFLの記載と整合させること。 | 基本設計方針の記載方法については、JNFLの記載を確認の上、変更前後記載方針と比較表の関連性が理解できる形に再整理して説明する。 | 対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-006 → 設1-補-003-01に再附番) (補正申請書に反映) ⇒<補正>別添I1全般 | 別添I 基本設計方針全般 | 記載の適正化の書き方についてJNFLの記載と整合させた補足説明資料（設1-補-003-01）の基本設計方針変更前後の記載の考え方に合わせて変更前後の記載の補正をした。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-------------------|-----|------------------|----------|---|---|--|--|--|
| 4/12 | 69 | 工事の方法 | 申請書 | ○工事の方法 ・工事の方法については、標準化だけではなく、現状がどんな状態（ステータス）かも含め、補足説明資料で説明すること。なお、金属キャスクと金属キャスク以外で工事の方法をかき分ける事の方を補足説明資料で説明すること。（JNFLの濃縮工程側の資料が参考になる。） | 工事の方法について、現状がどんな状態（ステータス）かも含め、補足説明資料で説明する。なお、金属キャスクと金属キャスク以外で工事の方法をかき分ける事の方を補足説明資料で説明する。 | 対応済 6/4ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-011 → 設1-補-007に再附番） ⇒<補正>別添Ⅲ「工事の方法」 | 別添Ⅲ「工事の方法」全般 | 工事の方法の記載を、「金属キャスク」と「金属キャスク以外の設備」に書き分けた。 |
| 4/12 | 70 | QMS | 申請書 | ○QMSの補足説明 ・QMSについては、補足説明資料として添付だけでなく本文のQMSについても記載すること。また、建設段階の保安規定の施行（2021年4月1日）については、補正申請で本文のQMSに保安規定に沿っていることが記載されていれば良いが、添付資料では保安規定施行の前後で、QMSマニュアルに基づく対応状況に違いがあると考えられるので、この違いについても補足説明資料で説明すること。 | No. 11にて対応 | No. 11にて対応 | | |
| 4/12 | 71 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○添付資料の補足説明 ・添付書類の補足説明は、現在提出予定のラインナップ資料では足りていない。基本的な安全機能、例えば臨界防止の添付が無い。また、許可整合については、津波のみとなっている。（津波の対応だけではないはず。） | 添付書類の補足説明事項について再整理する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-004） 005の資料に記載（7/8最新版提出） | 設1-補-005, 005-01, 005-02, 005-03 | 施設共通の基本設計方針（基本的な安全機能、材料及び構造、汚染の拡大防止）の説明を記載した。 |
| 4/12 | 72 | 補足説明資料 | ロジックペーパー | ○ロジックペーパー ・ロジックペーパーについては、そもそも説明ロジックと設計（全体的な構成）ロジックがある。設計ロジックとしては本来、基準要求に対して何をどこに記載する等の考え方を説明したもので、その日のヒアリング内容とは別に説明資料の全体的な考え方を示すものが必要。 | 設計ロジックとして、要求事項を踏まえ対象設備の抽出及び設工認申請書への記載、添付書類、補足説明資料の必要項目の整理に対する考え方を整理し説明する。また、その日のヒアリング内容の説明についても行うこととする。 | 対応済 5/14ヒアリング資料から反映済。 | | |
| 5/14ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 5/14 | 73 | 3/12のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○主要設備リスト ・申請書の主要設備リストについて、構成がJNFLとは建付けが異なっており、JNFLを参考に主要設備リストを再整理すること。 | JNFLを参考に主要設備リストを再整理することについて、重複を含め修正する。 | 対応済 他電力の事例を参考に、書式を整理。補正時に添付する。 ⇒<補正>別添Ⅰ3「主要設備リスト」 | 別添Ⅰ3「主要設備リスト」P3 | 他事業者の記載に合わせて補正時に修正を実施した。 |
| 5/14 | 74 | 3/12のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○要目表について ・要目表について、全体的な記載方針について分割2回目の申請内容を含め抜けが無いようにするため、1回目の申請の審査の中で要目表の記載方針（何をどの様に記載するか）を網羅的に確認すること。 | 1回目の申請の審査の中で要目表の記載方針（何をどの様に記載するか）を整理して、補足説明資料により説明する。 | 対応済（6/11ヒアリングにて網羅性説明） 5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 （設1-補-003） | ・設1-補-002 P38, P39の第3-1表申請書第3-1表に記載。 ・設1-補-003 P12~14 | ・要目表に記載する設備を第3-1表の縦軸（網掛けなし）に記載。 ・何をどのように記載するかを整理して記載した。 |
| 5/14 | 75 | 3/12のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○工事の方法について ・工事の方法が電気設備のみに記載されている。この記載だと全ての設備に対し工事の方法の記載が必要になってしまうので、建付けを修正すること。 | ・工事の方法の記載について、共通的に記載できるよう記載場所の見直しを行い、補足説明資料により説明する。 ・工事の方法の詳細な記載についてはNo. 69にて対応。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-003） | 別添Ⅲ 工事の方法 | 工事の方法を、キャスクとキャスク以外の設備の2パターンとし、共通事項として別添Ⅲに記載した。 |
| 5/14 | 76 | 3/12のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○竜巻に対する電源車以外の固縛について ・添付7-2-4について、固縛対象については電源車のみなのか。他に固縛が必要な対象の有無について説明すること。 | ・飛散防止措置として固縛の方法をとる設工認対象については電源車のみで、コンテナ等の固縛については運用にて対応していく旨を許可等の説明を含め補足説明書で説明する。 | 対応済 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-017 → 設1-補-011-02に再附番） | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|------------------|----------|--|--|---|--|--|
| 5/14 | 77 | 3/12のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○機器配置図について ・添付18の図面 添付18-1-5 受変電施設機器設備と同様に電気品室の機器配置図の拡大図を追加すべき。 | ・添付18の図面 添付18-1-5 受変電施設機器設備と同様に電気品室の機器配置図の拡大図について、追加することで準備し、考え方も含め補足説明する。 | 対応済 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-026 → 設1-補-014に再附番) (補正申請書に反映) ⇒補正添付18-2-5「電気設備の配置図」に電気品室の拡大図を追加 | 添付 18-2-5-1 | 電気品室の機器配置図として、添付18-2-5-1を追加 |
| 5/14 | 78 | 3/12のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○電源車のタンク容量の検査について ・別添Ⅱの電源車について、タンク250Lの容量確認の検査について、判定基準、検査方法を検討すること。 | ・別添Ⅱの電源車について、タンク250Lの容量確認の検査について、判定基準、検査方法を検討し補足説明する。 | 対応済 6/2ヒアリングにて補足説明資料を説明。 (設1-補-022 → 設1-補-013-03に再附番) ⇒手順等、詳細をまとめ、使用前事業者検査要領書を作成する。 (補正時に反映するものはない) | 設1-補-013-02改1 P11 | 設1-補-013-02改1 P11に、燃料タンクから軽油を抜き取った後に、給油できる量を確認することで、検討中の旨を記載 |
| 5/14 | 79 | 4/2のヒアリングコメント追加 | 申請書 | ○基本設計方針記載事項の添付書類での説明 ・別添Ⅰ 1.2.1 (使用済燃料貯蔵設備本体の個別事項の基本設計方針)等に説明事項の記載が無い。 ・次回申請書の全体の申請内容がどのようになるのか、次回申請書で良いという理由が分かるように記載すること。 | ・基本設計方針等の添付における説明を整理し、補足説明する。 ・次回申請書の全体の申請内容がどのようになるのか、次回申請書で良いという理由が分かるように修正し補足説明する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) | 設1-補-005, 005-01 | 基本設計方針等の添付について、次回申請の妥当性と、設計の方針の説明を記載した。 |
| 5/14 | 80 | 4/2のヒアリングコメント追加 | 補足説明資料 | ○ロジックペーパーについて ・ロジックペーパーについて、全体の説明ロジックを整理すること。 | ・ロジックペーパーについて、要求事項を明確にして整理を実施し、全体の説明ロジックを作成し補足説明を行う。 | 対応済 5/28ヒアリング資料から反映。 | | |
| 5/14 | 81 | 4/12のヒアリングコメント追加 | 体制 | ○体制について ・今後の体制の見直し等について、RFSとしての対応方針とサポート内容について説明すること。 | ・4/12の審査会合で経営層から回答済。 ・4/12の審査会合後の面談でも同様に回答済。 | 対応済 | | |
| 5/14 | 82 | 4/12のヒアリングコメント追加 | 補足説明資料 | ○網羅的な設備の抽出について ・設1-補-005について、4. の抽出方法の内容が5. の視点で整理されていないので、漏れが無いかの判断ができない。4 (4)、(5)の対応内容について各機能の状況で説明すること。(具体的には設備リストの妥当性を判断したい。) | 4. 抽出方法の内容を見直しを実施する。 また、4.1(4)、(5)の記載を見直し修正を実施する。 | 対応済 (6/11ヒアリングにて網羅性説明) 5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 設1-補-002 P1の4. | 補足説明資料を見直し、再整理を実施し設工認対象設備の抽出方法を見直した。 |
| 5/14 | 83 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-001について ・JNFLの審査会合で議論していたもので少し異なる記載となっている箇所がある。手順の考え方のフローと補足説明資料の関係性を再整理して説明すること。 (設1-補-003、004は4. 6のみに関係する記載になっているが、実際には4. 4にも関係している。それは、「3. 設計の対象設備」で記載している「実用炉工認手続きガイドに準じた構築物や機器を単位とする。」についてRFS側でどうするかという議論が設1-補-003で実施されているはずなので、単に申請書の記載だけでなく、入口の土俵を合わせるという意識を持って説明資料を作成すること。) | 表現の見直し含めて補足説明資料に反映する。 | 対応済 5/28ヒアリング資料で補足説明資料を説明。 (設1-補-001) | 設1-補-001全般 | 手順の考え方のフローと補足説明資料の関係性を整理して記載した。 |
| 5/14 | 84 | 補足説明資料 | ロジックペーパー | ○ロジックペーパー ・今後ロジックペーパーに相談事項や進捗に配慮する内容も盛り込んで当日のヒアリングについて認識を共有できるようにすること。 | 今後、ロジックペーパー作成時に、左記の内容を盛り込むよう、対応する。 | 対応済 5/14ヒアリング資料から反映済み。 | | |
| 5/14 | 85 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・4.1.(4)の設工認対象設備以外の設備の考え方について、再整理すること。除外する考え方については、具体的な例を挙げて説明すること。 | 4.1(4)の記載について設工認対象設備と設工認対象外の設備の記載として、見直しを行う。また、設工認対象外の設備の例示する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-002) | 設1-補-002 P3の4.4(2) | 設工認対象外の考え方及び例を記載した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|--------|--------|---|---|---|--|---|
| 5/14 | 86 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・表3-1の縦軸の設備は要目表の記載単位とし、グループ3や自主設備についても考慮して修正すること。 | 表3-1の縦軸の設備について要目表の記載の単位に改める。また、グループ③や自主設備についても同様な記載とし、区別できるような記載を検討する。 | 対応済 (6/11ヒアリングにて網羅性説明) 5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 要目表や基本設計方針に記載する機器が判別できるように記載。 |
| 5/14 | 87 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・全体像の説明と手続きを分けて考えること。JNFLは基本設計方針と要目表の記載を整理している。全体像の説明としては現状の表3-1で問題ないが、対象設備を網羅的に抽出するという点から考えると不足があると考えられる。 | JNFLの整理の方法を参考に記載を整理し、補足説明資料に反映する。設工認対象設備として網羅的に抽出していることを理解できるように資料を整理し、補足説明資料に反映する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-002) (設1-補-003) ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 要目表や基本設計方針に記載する機器が判別できるように記載。 |
| 5/14 | 88 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-001~003について ・現状設1-補-001, 002, 003に散りばめられている内容について、社内整理をして説明すること。その場合は、ロジックペーパーで資料間の関係性や流れも分かるように説明すること。 | 情報の受け渡し(本文/フロー図)の表現を丁寧に見直し、補足説明資料に反映する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-001) | 設1-補-001 P4 | 情報の受け渡し(本文/フロー図)の表現を丁寧に見直し、資料に記載した。 |
| 5/14 | 89 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・別冊2と別冊4の考え方のリンクが取れていないが、どのように考えているか。(要目表の欄は○とかではなく、◎とかが記載されるのではないか) | 別冊2の様式を変更し、別冊4で示している関係性を表している記号(◎、○1、○2等)を記載し、資料の関係が分かるようにする。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 別冊2の様式。 | 記号(◎、○1、○2等)を記載する様式に変更した |
| 5/14 | 90 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・別冊2についてP2-16の火災感知設備は既設が○になっているが、2-18では×となっており異なっている。記載内容を見直し、各条文の整理に違いがある場合はなぜ違うのかを説明すること。 | ・記載の誤記を修正する。 ・見直し後、条文化成担当者以外の設備担当者による確認を行う。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 別冊-2当該部分の修正を実施。 | 記載に齟齬がないよう修正した。 |
| 5/14 | 91 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・添付書類6(津波)でも整合がとれていない部分があるので、確認をすること。(設備名に評価を記載している。)もし異なる記載になるなら、その考え方についても説明をすること。 | 様式2(第8条津波による損傷の防止)の「設備等」の欄には評価対象となる設備名を記載する。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 様式2(第8条津波による損傷の防止) | 対応案の通り。 |
| 5/14 | 92 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・002については議論があるが、検査対象となるかそうでないかについても表3-1がきちんとできていないと揉める原因になるので、検査の対象を考える上できちんと整理して欲しい。 | 様式2、表3-1で記載した設備は、検査対象になることを意識し、資料の作成を行う。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 要目表や基本設計方針に記載する機器が判別できるように記載。 |
| 5/14 | 93 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・別冊2と002の整合で、別冊2-2-5の一項でs、b、cをリストアップしているが、キャスク、架台とそのほかの一部しか抽出されていない。抽出の一覧との整合ももう一度確認して欲しい。 | 抽出の一覧(第3-1表)と補足説明資料別冊-2(設備リスト)について確認し、必要に応じて資料の修正又は説明を行う。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 各設備の7条1項の欄について補足説明資料設1-補-002別冊2と整合した記載に補正した。 |
| 5/14 | 94 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・第7条2項について、基本的安全機能を損なうおそれがないことなので、グループ①と波及的影響を考慮するものが抽出されると思うが、7条1項と同じ抽出となっているのはなぜか。説明のこと。 | 波及的影響のおそれのある設備の抽出の一覧(第3-1表)への記載について資料作成(質問回答用)の上説明を行う。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002 | 各設備の7条1項の欄について補足説明資料設1-補-002別冊2と整合した記載とし、7条2項については基本的安全機能を確保する上で必要な施設を「○1」、波及的影響のおそれのある設備を「△」とした。 |
| 5/14 | 95 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・第8条はよくわからない抽出になっている、第9条についても、代替計測、竜巻の防護設備等が抽出されるのではと思うが、考え方を教えて欲しい。状況が異なるのであれば、電力の整理とは別の考え方もよいが、異なる対応で抽出することを説明すべきである。 | 様式2(第9条外部からの衝撃による損傷の防止)の「設備等」の欄には評価対象となる設備名を記載する。(コメントNo.91と同様) | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 様式2(第9条外部からの衝撃による損傷の防止) | 対応案の通り。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|------------|------------|---|---|--|--|---|
| 5/14 | 96 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002について ・本来、設備抽出なので、設備抽出として記載すべき設備が抽出されていないと考えている。別冊4が全体を見渡せないで、設備一覧表の中で設備抽出の考え方が分かるように記載すること。 | 別冊4の冒頭に設備抽出の全体が分かるように各条文の該当する設備を記載した資料を追加する。 | 対応済 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料002 別冊資料4の冒頭。 | 別冊資料4の冒頭に全体を見渡せる内容を記載。 |
| 5/14 | 97 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003について ・設1-補-002でコメントしたが、何を設工認で記載するかは対象設備、要目表の記載の考え方が整理されていないと、「必要に応じ」等でいたるところで逃げているところの考え方を整理できな。改めて、整理してから、工事の方法についても整理して説明して頂きたい。 | 設1-補-003に 設1-補-002,004の内容を反映する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) | 設1-補-003 | 設1-補-002,004の改訂内容を反映した。 |
| 5/14 | 98 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003について ・P1 3. 1 (2)で工事の方法は個別施設で記載するとある、一方で標準化しているがどう考えるのか。工事の方法については別途資料で説明して欲しい。 | 工事の方法の記載箇所の考え方を記載する。詳細については工事の方法の標準化で説明。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) ⇒<補正>別添Ⅲ「工事の方法」 | 別添Ⅲ「工事の方法」 | 工事の方法の記載を、「金属キャスク」と「金属キャスク以外の設備」に書き分けた。 |
| 5/14 | 99 | 補足説明資料 | ロジックペーパー | ○ロジックペーパーについて ・ロジックペーパーに今後どうするという旨の記載がない。別途説明が必要なものについては、いつまでに整理するかも当該ペーパーに記載すること。 | 次回以降の資料説明で完結するものについては、その旨と、説明時期の見通しをロジックペーパーに記載する。また、説明内容、資料作成方法について相談したい事項がある場合には、相談事項も記載する。 | 対応済 5/21ヒアリング資料から反映済み。 | | |
| 5/14 | 100 | 設工認申請書作成要領 | 設工認申請書作成要領 | ○補足説明資料 設1-補-003についてと作成要領について ・設1-補-003の修正を踏まえて設工認申請書作成要領に反映すること。 | 基本的な考え方のヒアリングが済み次第、申請書作成要領に反映予定。 | 対応済 6/11のヒアリング結果を反映し、作成要領を修正。 | | |
| 5/14 | 101 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・補足説明した上で最終的には添付資料として添付するので、003の中に記載してほしい。一方で、早く補足説明して補正の内容を固めたいということなので、補正の内容と補足説明の考え方は同時並行で進めること。 | 補足説明資料の抽出の考え方を反映する。 最終的に抽出した結果を設1-補-003へ取り込む。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003,004) | 設1-補-003 P19, 22 | 004で整理して説明した補足説明資料の抽出の考え方を整理し、設工認申請書に記載方法へ取り込んだ。 |
| 5/14 | 102 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・追加添付が必要な事項の抽出について、列記しているだけで網羅的な抽出の考え方がわかりにくい。補足説明資料の抽出は、第1回申請のもので書いてあるが、JNFLでは補足説明資料についても、説明の重複を避けるため、分割申請の全体像を1回目に示している。補足説明資料の抽出を実施すること。 | 抽出の網羅性を反映し、全体像の表現を修正する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-004) | 設1-補-004全般（特にP3以降） | 抽出の網羅性を反映し、全体像の表現を修正した。 |
| 5/14 | 103 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・共通項目は2回も見据えて一貫通貫で第1回にて説明する必要がある。個別は説明範囲が違うので、第1回の経験を踏まえて第2回の準備をする。 | 全体に渡る補足説明事項の抽出の考え方の表現を見直す。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-004) | 設1-補-004全般（特にP3以降） | 全体に渡る補足説明事項の抽出の考え方を記載した。 |
| 5/14 | 104 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・言われたからより詳細に説明することはいいが、002の中で体系的に整理されるということ。ばらつくので、コメントを受けたものは、関係する補足説明資料に別紙等で突っ込んでいくということでのよいのではないか。 | 体系的に整理して資料を修正する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-004) | 設1-補-004全般（特にP3以降） | コメントを受けたものは、関係する補足説明資料で説明できるように補足説明事項を体系化して整理し記載した。 |
| 5/14 | 105 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・今の指摘はあくまで例示であり、（これだけを指摘しているのではない。）申請書の構成全体を見て、補足説明が必要なものを検討してほしい。 | No. 104にて対応。 | No. 104にて対応。 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付〇」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付〇」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|--------|--------|--|---|--|--|---|
| 5/14 | 106 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・基本設計方針の前後の記載の考え方については、まずは基本設計方針全体の考え方が003にあった上で、003は変更後の方が記載のメインなので、それに対する変更前の記載の考え方が、この006の資料の意味合いだと思うので、それぞれに対してどうなっているのかわかる構成や資料名となるよう、改めてサーベイして欲しい。下の方にある補足説明資料の項目についても見直してほしい。 | 説明の要点である変更前の記載方法を考慮した補足説明資料名、項目及び説明概要の記載を修正する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-004) | 設1-補-004 P3以降 | 変更前の記載方法を考慮した補足説明資料名、項目及び説明概要を記載した。 |
| 5/14 | 107 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・003の資料でP8だが、今回申請範囲外で次回という記載だと、なぜ今回申請範囲外かがしっかり書いていないと理解できない。これは、補足説明資料の記載でも同じことなので、理由がわかるように配慮していただきたい。 | 今回申請範囲外かが理解できるような記載に修正する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-004) | 設1-補-003 P9 | 今回申請範囲外かが理解できるように記載するように記載することを明確化した。 |
| 5/14 | 108 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・補足説明資料にはQ&A対応として説明するものだが、コメントされたものを補足説明資料で、小出しにするのではなく、全体として体系的に纏めて資料にしておくことでこちらとしても審査の時に見やすい。質問を受けたところだけ答えればいいというように見えてしまうから、あえてコメントしている。 | No. 104にて対応。 | No. 104にて対応。 | | |
| 5/14 | 109 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○スケジュール管理表 ・スケジュール管理表で、代替計測がなぜこの位置にあるのか？設備の抽出と一体で説明するべきではないか。 | 代替計測の補足説明資料を「設備の抽出について」(設1-補-002)の一部に位置付ける。 | 対応済 5/28ヒアリング資料から対応。 | 設1-補-002-02改1 | 代替計測の補足説明資料を、設備の抽出に関する補足説明資料002の一部として位置づけ、説明した。 |
| 5/14 | 110 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・添付書類と補足でどのように記載するか整理が必要。 | 発電炉の別表第二との比較による添付書類と補足説明資料の説明については、発電炉の状況を確認し、再度整理をして説明を行う。 | 対応済 7/9に改訂版提出(設1-補-003) (発電炉の状況を確認し、基準適合の説明における必要性から添付書類と補足に分けるよう整理) | 設1-補-003-改4 参考資料 | 参考資料として発電炉の別表第二との比較を行い、添付資料の有無を整理した。分割第1回目分の補足説明資料についても整理を実施。 |
| 5/14 | 111 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○コメント対応全般 ・審査会合等での指摘は、あくまで例示なので、それを意識した上で体系的に説明事項を整理していただきたい。 | No. 104にて対応。 | No. 104にて対応。 | | |
| 5/14 | 112 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・1回目の基本設計方針で説明しなくてはいけないものが、2回目の申請となっている。 例えば、004の3頁以降の表で、9頁のNo. 11は基本設計方針に関連して説明が必要ということで、補足説明資料が必要 | 補足説明資料を作成し説明する。 説明内容を反映し、補正申請する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-004) (補正申請書に反映) | 設1-補-005全般 | 基本的安全機能の基本設計方針の説明を添付に記載した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|--------|--------|--|---|--|--|---|
| 5/14 | 113 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004について ・資料上は、実用炉では補足説明しているが補足説明しない。と読めてしまう。認識が合うように、添付書類ではここまで書く、補足説明ではこれを説明する、というように添付書類で書くレベルまで比較表に記載すること。 | No. 110にて対応 | No. 110にて対応 | | |
| 5/14 | 114 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・添付資料で記載するので補足説明は不要ということまで書かないと理解できない。 | No. 110にて対応 | No. 110にて対応 | | |
| 5/14 | 115 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-NO.3（工場又は事業所の概要を明示した地形図）：理由のところ条件を付けているが、既認可通りで引用しているものでも、今回の審査に必要なものは項目出しすることが必要である。（今回の津波の審査が必要） | ・本設計及び工事計画では既工事計画の地形に変更はないが、津波の審査で浸水範囲を確認する観点から必要となることから、地形図を添付する。 | 対応済 地形図を添付する（補正申請書に添付する） ⇒<補正>添付18-1として地形図を追加 | 添付18-1 | 施設の概要を明示した地形図を添付した。 |
| 5/14 | 116 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-NO.15（設備別記載事項の設定値根拠に関する説明書）：設定根拠の説明について、申請1回目の補足説明なしとしているが、No.15以外でいくつか補足説明を必要としているものがあり、それぞれどのような考え方でこのようになったのか考え方を説明のこと。 | 申請済みの添付書類について、補正を行う必要が明確な場合は1回目（補正）と記載している。1回目申請の添付16-1電気設備の設定根拠に関しては、補足説明資料 設1-補-013-02において説明を行い、補正を行った。 | 対応済 ⇒<補正>補足説明資料設1-補-013-02で説明し、補正を行った | 別添Ⅱへ.2 P9 添付16-6 P13 | 別添Ⅱへ.2 電源車の燃料タンクの容量の記載を補正した 添付16-6 容量の根拠に関する記載を補正した |
| 5/14 | 117 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-NO.18（安全設備の健全性に関する説明書）：申請1回目のみとなっているが、1回目だけで2回目の設備も網羅できるのか説明すること。 | 添付9 安全機能に関する説明書は、使用済燃料貯蔵施設全体を対象として分割2回目の申請設備を含めて説明している。施設全体を対象としていることが分かる様に記載する。 | 対応済 （補正申請書に添付する） ⇒<補正>添付9「安全機能の健全性維持に関する説明書」の記載を修正 | 添付9 P2, P6 | 安全機能を有する施設は、別添Ⅰ 1.9に記載する施設であることを記載。別添Ⅰ 1.9では申請1回目の設備だけではなく、2回目を含めた設備を記載している |
| 5/14 | 118 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-NO.29（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設：耐震性に関する説明書）：申請1回目のみとなっているが、2回目にSクラスの申請があるので誤記なのではないか。修正すること。 | 2回目にSクラス申請があることから、申請回に2回目を追記する。 | 対応済 ⇒<補正>申請回に2回目を追記し修正済 | 添付 目次 | 添付目次にSクラスの耐震性に関する説明書について次回申請であることを記載。 |
| 5/14 | 119 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-NO.36（重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内での燃料体の破損の防止）：燃料体又は重量物の落下による影響で、使用済燃料貯蔵槽がないことから対象外としているが、搬送設備としてキャスクの吊り上げの観点で対象とすべきではないか。考え方を再検討すること。 | 本施設は使用済燃料貯蔵槽を設けないが、金属キャスクの搬送・受入時の落下防止の観点から、申請回に2回目を追記する。 | 対応済 ⇒申請回に2回目を追記し修正済 | 設1-補-003-改4 参考資料 参考-3 | 分割第2回目に天井クレーンと搬送台車におけるキャスクの取扱いの説明書を添付する。記載を修正済み。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|--------|--------|--|--|---|---|--|
| 5/14 | 120 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 39（使用済燃料運搬容器の遮蔽及び除熱についての計算書）：基本方針にかかわる内容であり、2回目のみで良いのか。基本設計方針の考え方を整理して回答すること。 | 004-No. 39に関連する004-No. 37の方針に関する説明書は1回目と2回目で添付するが、004-No. 39（計算書）は設備が具体的になる2回目で添付する予定であり、1回目の添付は計画していない。 | 対応済 ⇒1回目の添付では方針を記載し、2回目で詳細設計の結果を添付する（添付の補正に追記及び設1-補-005-01に反映済）。 | 設1-補-005-01 | 1回目の添付では方針に関する説明を記載した。 |
| 5/14 | 121 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 51（中央制御室の機能に関する説明書）：添付12を追記となっているが、申請回が「-」になっている。これは2回目の申請で記載すると思うので、検討すること。 | 申請回に2回目を追記する。発電炉における記載を確認し、補足説明資料の必要性を検討する。 | 対応済 7/9に改訂版提出（設1-補-003）（発電炉における記載を確認し、補足説明の必要性を検討した上で申請書に記載することを反映） | 設1-補-003-改4 参考資料 参考-4 | 分割2回目に、計測制御系統施設に関する説明書として、表示・警報装置を設置する場所の説明を記載する。 |
| 5/14 | 122 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 60（放射性廃棄物の漏えいの拡大防止）：漏えい拡大防止については、廃棄物貯蔵室だけではなく、除染の必要がないよう施設全体で対応するようこれまでコメントしている。考え方を補足説明資料の中で説明すること。 | 漏えい拡大防止の考え方を補足説明資料として作成する。 | 対応済 6/11ヒアリング資料として提出した。（設1-補-003） | 設1-補-005-03全般 | 漏えい拡大防止の考え方を記載した。 |
| 5/14 | 123 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 77（非常用電源設備：耐震性に関する説明書）：添付5の補足説明資料が不要かどうかについて検討すること。 | 耐震Cクラス設備の耐震・地盤に対する説明として、補足説明資料 設1-補-013を添付する。 | 対応済 設1-補-009で6/4ヒアリングで説明済。 補正申請書に反映予定 ⇒<補正>添付5-8「耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価」を追加 | ①添付5-1「申請設備に係る耐震設計の基本方針」 P13~P18 「6. 施設、設備の地盤」 ②添付5-8「耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価」 全般 | ①「6. 施設、設備の地盤」に地盤に関する説明を記載した。 ②添付5-8「耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価」に耐震Cクラスの耐震評価の基本方針及び評価結果について記載した。 |
| 5/14 | 124 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 83（常用電源設備の健全性に関する説明書と構造図）：添付15の補足説明資料が不要かどうかについて検討すること。 | 発電炉における記載を確認し、またヒアリング時のコメントを踏まえて、検査や保守性等に関して補足説明資料 設1-補-013-01に追記を行う。 | 対応済 補足説明資料 設1-補-013-01に検査や保守性について追記する（7/9提出） | 添付15-1 電気設備に関する説明書 P19 設1-補-013-01 P8,9 | 添付15-1 電気設備に関する説明書に電気設備の検査、試験性について説明を記載した。 設1-補-013-01 P8,9に無停電電源装置と共用無停電電源装置の検査、試験性について記載した。 |
| 5/14 | 125 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 90、NO. 91（火災防止設備の強度に関する説明書と構造図）：耐震cだからという理由の整理では不十分なので、設置する消防用設備の構造を踏まえ、構造図の添付が不要か整理すること。 | 消防用設備の構造を踏まえ、構造図添付の要否、理由を再検討し、設1-補-004（別表第二比較表）の内容を見直す。 | 対応済 6/9ヒアリングで説明済。 防火水槽、動力消防ポンプを補正申請書で追加。 ⇒<補正>添付18-3「構造図」に追加（図面自体は2回目申請範囲） | 添付書類3 目-6 | 目次に、防火水槽、動力消防ポンプの構造図（次回申請）を追記した。 |
| 5/14 | 126 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について・004-No. 102（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）：QMSの説明が1回目だけでよいのか検討すること。 | QMS説明書の提出は1回目申請のみで考えている。しかし、QMSの計画及び実績を記載する様式-1及び様式-9は、2回目申請設備に必要なため2回目の申請においても申請することで考えている。 | 対応済 ⇒基準適合にの説明上必要な事項を申請書に記載することを整理した設1-補-003に従い、2回目の申請書に記載することとした。 | 設1-補-003-改4 参考資料 参考-7 | 設1-補-003-改4 参考資料に、分割2回目申請時は、様式1と9のみを添付する旨を記載 |
| 5/14 | 127 | 申請書 | 補足説明資料 | ○配置図の考え方 全体：配置図の添付の考え方について整理し、説明すること。 | No. 13で対応 図面類の添付の仕方について、改めて整理し、説明する。 | No. 13で対応 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|---|-----|-------|--------|---|--|---|--|---|
| 5/14 | 128 | 申請書 | 補足説明資料 | ○補足説明資料全般 ・全体として、添付書類の扱いの程度と、それに対する補足説明資料について、十分表現できていない部分と考え方がずれている部分があった。もう一度整理して議論できればと思うことから説明のこと。 | 添付書類の扱いの程度と、それに対する補足説明資料の詳しい説明と考え方は、設1-補-003で記載する。 | 対応済 5/28ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003) | 設1-補-003 考え方:P2~5 詳しい説明:P19~21 | 添付書類の扱いの程度と、それに対する補足説明資料の詳しい説明と考え方を記載した。 |
| 5/21ヒアリングにおけるコメント（補足説明資料の資料番号は再附番後の番号で記載） | | | | | | | | |
| 5/21 | 129 | QMS | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-006について ・これまでにQMSがどのような文書体系でどうやっていたのか、今回どのような資料を作成してどう変えた、という説明を、CAPの話も含めてすること。 | QMSがどのような文書体系でどうやっていたのか、今回どのような資料を作成してどう変えた、という説明を、CAPの話も含めて補足説明資料を作成する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-006) | 補足説明資料 設1-補-006(QMS)の本文「3.原子力品質保証規程…」 「7.品質マネジメントシステムの変遷」P1~3 添付資料-3-2 全般 添付資料-8 | コメント趣旨に対応するため、本文及び添付資料-8を修正し、添付資料-3-2を追加した。 |
| 5/21 | 130 | QMS | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-006について ・添付資料3について。品管規則のすべての条文が設工認に関係するので、すべての条文について比較表を作成すること。 | 全条文についての比較表に修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-006) | 補足説明資料 設1-補-006(QMS)の添付資料-3-1 全般 | 全条文についての比較表に修正した。 |
| 5/21 | 131 | QMS | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-006(QMS)について ・添付資料5-2のP.1の「概要」の記載について。KK同様に、保安規定に基づいて記載する旨を記載すること。 | 添付資料5-2のp.1の「概要」の記載について、KK同様に、保安規定に基づいて記載する旨を記載する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-006) ⇒<補正>QMS説明書(添付書類2)の概要において「設工認は保安規定に基づく」ことへの修正 | QMS説明書(添付書類2) 概要 P1 | KK同様に、「設工認は保安規定に基づく」ことへ修正した。 |
| 5/21 | 132 | QMS | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-006(QMS)について ・添付資料5-2のP.3の2(4)の記載について。KKのなお書きに相当する部分を(建設当時のQMS体制の変遷を記載した資料は不要としたとあるが、許可の時点からQMSを運用しており、この間のQMSがどうで、どう対応したのかを)、RFSでも書く必要があるのではないか。 | 建設段階のため記載不要と思っていたが、コメント趣旨に沿って記載する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-006) ⇒<補正>QMS説明書(添付書類2)に添付-1(別表1で説明)を追加 | QMS説明書(添付書類2)の添付-1 P55, 56 | コメント趣旨に沿った資料を追加した。 |
| 5/21 | 133 | QMS | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-006(QMS)について ・添付資料5-2のP.53の添付1について。品管規則施行前の工事や使用前検査について、QMSが現行と比較して整合するのか、を認識して対応をお願いします。 | 品管規則施行前についてもどうなっていたかが分かる資料に修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-006) ⇒<補正>QMS説明書(添付書類2)に添付-1(別図1で説明)を追加 | QMS説明書(添付書類2)の添付-1 P55, 57 | 品管規則施行前についてもどうなっていたかが分かる資料を追加した。 |
| 5/21 | 134 | マスキング | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-006(QMS)について ・柏崎の保安規定の記載がマスキング対象となっているが、他社が開示している情報であれば、マスキング対象にはならない(JNFLの資料についても、当初は他社情報をマスキング対象としていたが、現在はそうではない) | 他社が開示している範囲について、マスキング対象範囲から除外する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-006) | 補足説明資料 設1-補-006(QMS)の添付資料-5 全般 | 他社が開示している範囲について、マスキングを外した。 |
| 5/21 | 135 | マスキング | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-03(マスキング)について ・具体的な非開示情報の例について。項目名自体がマスキング対象となっているが、JNFLでは対象となっていない。メーカーも含めて、対象範囲を詰めること。 | 具体的な非開示情報の例について、メーカーと調整し開示できるようメーカーと調整し、補足説明資料に反映する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-03) ⇒番号を設1-補-003添付資料6に変更 | 設1-補-003添付資料6 P2 | 具体的な非開示情報の例(項目)について、メーカーと調整し開示できるようメーカーと調整し、記載した。 |
| 5/21 | 136 | マスキング | 補足説明資料 | ○マスキング対象について ・第2-2図について。マスキング範囲が、第5-2-1表の説明(横/縦軸の目盛をマスキングする)に合致しない。(この例に限らないが)説明と例示が合致するようにすること。 | 補足説明資料内の記載の整合を図り資料を修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-03) ⇒番号を設1-補-003添付資料6に変更 | 設1-補-003添付資料6 P3, 別-2-2図 | 補足説明資料内の記載の整合を図り資料を修正した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|---------------|--------|---|---|---|---|---|
| 5/21 | 137 | マスキング | 補足説明資料 | ○マスキング対象について ・第2-2図について。JNFLの例では、注記がマスキング対象であっても「注記：」の文字にはマスキングしないこととしている。JNFLのマスキングに関する説明資料を再確認すること。 | JNFLのマスキングに関する説明資料を再確認して、補足説明資料を修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-03) ⇒<補正>補足説明資料で説明したマスキングルールに従い、補正書を作成(マスキング対象は3箇所→添付7-2-2の2-1表、添付7-4-4の4-3図、添付18-2-2の機器配置図) | 添付7-2-2 P5の2-1表、添付7-4-4 P9の4-3図及び添付18-2-2の機器配置図の1/5 | マスキングが必要な記載については、補足説明資料で説明したマスキングルールに従い、注記がマスキング対象であっても「注記：」の文字にはマスキングしない等、マスキング範囲を限定化した。 |
| 5/21 | 138 | 基本設計方針変更前後比較表 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-01について ・本資料作成の参考にしたJNFLの資料が古いようだ。②は変更前も記載を適正化すべきであるし、④もそうすべきかもしれない。そもそも、考え方と具体例が示されればよいので、このような分類はいいのではないのか。 | JNFLの最新資料を確認し、補足資料を修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-01) 補正はNo.4で対応 | 補足説明資料 設1-補-003-01 | JNFLの記載に合わせ補足説明資料から分類及び分類表について削除し、具体例として全ての基本設計方針前後について補足説明資料に記載した。 |
| 5/21 | 139 | 基本設計方針変更前後比較表 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-01について ・表1について。前ページの記載との対比から考えると、④と③の順序が逆ではないか。また、②と④に違いがよくわからない。 | No.138で対応。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-01) 補正はNo.4で対応 | | |
| 5/21 | 140 | 基本設計方針変更前後比較表 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-01について ・分類②の例として耐震を挙げているが、(実際は変わっていないのに)変更前後で随分と変わったように見える。例として不適当ではないか。 | No.138で対応。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-01) 補正はNo.4で対応 | | |
| 5/21 | 141 | 基本設計方針変更前後比較表 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-01について ・③の例示の左側は、記載の適正化を図ったものであるとのことだが、そのことが分かるようにしてほしい。 | No.138で対応。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-01) 補正はNo.4で対応 | | |
| 5/21 | 142 | 基本設計方針変更前後比較表 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-01について ・②の例示に示された赤枠や番号は補正書には記載せず、補足説明資料のみに記載することだが、全ての変更前後について、補足説明資料を作成するということか。説明資料としての記載について、もう少し考えて記載すること。 | No.138で対応。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003-01) 補正はNo.4で対応 | | |
| 5/21 | 143 | 一般産業用工業品 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-02について ・交換、更新や交換後の検査について、具体的に申請書(補正書)にどのように書くのか、この資料ではわからないので、補足説明資料に記載すること。三菱の例では3~4行程度の記載しかないとのことだが、他事業者の例をNRA側からも情報提供するので、書き方を検討してほしい。 | 交換後は使用前事業者検査は行うこと、また、更新交換は長期計画に反映すること、複数の機器をもって支障ないようにすること等を記載する。 | 対応済 (他事業者の情報を5/24に入手) 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003-02) ⇒<補正>別添I1.9「安全機能を有する施設」、添付9「6.一般産業用工業品…」 | 別添I1.9「安全機能を有する施設」P28、添付9「6.一般産業用工業品…」P7、P8 | 一般産業用工業品の交換及び更新等の基本方針を記載。 |
| 5/21 | 144 | 一般産業用工業品 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-02について ・何が一般産業用工業品に該当するのかわかるのかは、申請書添付書類3の表3-1に記載することか。 | 表3-1の該当欄に○を付けて示す。同じ表を本補足説明資料にも添付する。 | 対応済 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003-02) ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5、P6 | 第3-1表の右側に一般産業用工業品(製品)の欄を設け、判別できるようにしている。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|----------|----------|---|--|---|--|--|
| 5/21 | 145 | 一般産業用工業品 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-02について 3.3で「構成される機器・部品単位で一般産業用工業品として取り扱うことも可能」と書いてあるが、そういったものは具体的にはないということか。整理して説明してほしい。 | 基本的には設備単位というイメージであり、部品単位というのは書き過ぎの部分があるので、記載を修正する。 | 対応済 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003-02) | 添付9 7頁6.3に”設工認対象機器が複数の機器等で構成される場合は、構成される機器単位で一般産業用工業品として扱うことも可能とする。”に修正。 | 3.3「構成される機器・部品単位で一般産業用工業品」を「構成される機器単位で一般産業用工業品」に修正。 |
| 5/21 | 146 | 一般産業用工業品 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-02について ・第3.3-1図について。表3-1のグループ①②③と設計管理区分ⅠⅡとの関連が分からない。 | 関連が分かるように、記載を修正する。 | 対応済 6/9ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-003-02) | 添付9 9頁第6.3-1図*1、*2を追記した。 | 第3.3-1図に表3-1のグループ①②③と設計管理区分ⅠⅡとの関連が分かるように*1、*2を追記した。 |
| 5/21 | 147 | 全般 | 補足説明資料 | ○全般(設1-補-003-02) ・要目表や基本設計方針での記載とリンクして説明がないと判断できない。本資料についてコメントしない。 | 本資料(旧設1-補-019)を補足説明資料「設工認申請書の記載方法について」(003)の一部とすることで、一体で議論できるように補足説明資料に反映する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 資料を003の一部とし、003-02とした。後日、003と一体で説明する。 | 補足説明資料「設工認申請書の記載方法について」 設1-補-003添付資料1 | 一般産業用工業品の設工認への記載方法を補足説明資料「設工認申請書の記載方法について」(設1-補-003)の一部とした。 |
| 5/21 | 148 | 代替計測 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002-02について ・代替計測に用いる放射線計測設備は仕様の記載が不要のグループ③と記載されているが、全般的な設工認申請書への記載の程度についてはこれからの整理だと思う。まずは代替計測設備について、設工認申請書への記載の程度について整理して説明してほしい。 | 代替計測設備について、設工認申請書への記載の程度について整理して説明する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002-02) 補正はNo.252.253で対応 | 設1-補-002-02 | 設1-補-002-02に要目表を作成する旨を記載 |
| 5/21 | 149 | 代替計測 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002-02について ・仕様の記載が不要かどうかは、本資料だけでは分からない。(No.147と同じ主旨のコメント) | 本資料(旧設1-補-020)を補足説明資料「設工認対象設備の抽出について」(002)の一部とすることで、一体で議論できるようにする。 | 対応済(6/11ヒアリング) ⇒<補正>3-1表 また、資料を002の一部とし、002-02とした。後日、002と一体で説明する。 | 添付書類3 第3-1表 設1-補-002-02 | 添付書類3 第3-1表に代替計測用計測器を、機器グループ②-2として記載した。 設1-補-002-02に要目表を作成する旨を記載 |
| 5/21 | 150 | 代替計測 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002-02について ・計測器を津波の影響を受けない位置に置くということを追記すること。 | 資料に計測器を津波の影響を受けない位置に置くということを追記する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002-02) ⇒<補正>添付15-1 2.1「所内電源設備に関する設計方針」に代替計測用計測器を南側高台に保管することを記載。 | 別添Ⅰ 1.6.3 P15、 添付15-1 P2 | 別添Ⅰ 1.6.3 津波襲来後の活動に使用する電気設備、通信連絡設備、計測設備、放射線監視設備を南側高台の活動拠点に配備することを記載。 添付15-1 南側高台に津波襲来後の活動拠点を設けること、活動拠点では綱木襲来後の活動に用いる代替計測用計測器や通信連絡設備を保管することを記載 |
| 5/21 | 151 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004(別表第二比較表)について ・(5/14説明内容に対する追加コメント)No.40:外運搬について。貯蔵規則27条に基づく記録の保持の話を記載しておくべきである。 | 補足説明資料に追記する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002-02) | 設1-補-003改4 参考資料 参考-4 | No.40にRFSは貯蔵規則27条に基づき使用済燃料を封入した容器に関する記録を作成し保存する旨を記載 |
| 5/21 | 152 | 審査会合 | 審査会合資料 | 6/14の審査会合について、前々回の指摘事項の対応も踏まえ、最終的な補正に向けてどう対応していくかということ、「記載の適正化」ということがメインになると思うが、こちらの資料も並行して準備すること。 | 審査と並行して審査会合用説明資料案を作成する。 | 対応済 6/4審査会合にて資料案を説明。資料へのコメントについてはNo.224以降で管理する。 | | |
| 5/21 | 153 | スケジュール管理 | 補足説明資料全般 | 来週以降回数が増えるので、適切に資料を準備すること。 | 審査会合に向けて、適切にスケジュール管理を行い資料を準備する。 | 対応済 確認会にてスケジュール管理を継続実施中。 | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-------------------|-----|----------|--------|--|--|--|--|--|
| 5/28ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 5/28 | 154 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-001改1について ・p.5のフローについて。グループ②-2なのかグループ③なのかは、機器に対する要求事項などが分からないと判断できない。 | 設備の網羅的抽出の説明を行う際に、具体例を見ながら説明する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 網羅的抽出については、6/11ヒアリングで説明。 | 設1-補-001 P4(資料編集に伴う頁変更) | フローについて、機器に対する要求事項を確認した上で進める手順に見直した。 |
| 5/28 | 155 | 対象設備の抽出 | 補足説明資料 | 本日の説明で用いた、事前提出されていなかったイメージ図を、本日分の資料として提出すること。 | 5/28付資料として提出する。 | 対応済 5/28提出済。 | | |
| 5/28 | 156 | 自主設備の扱い | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・事業変更許可で「自主設備」と説明したものの位置づけを整理すること。 | 「自主設備」は基本設計方針に記載しないものと整理し、補足説明資料を修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002 P3, P4 4.4(2)に記載。 | 更なる信頼性向上の観点から設置する設備を記載。 基本設計方針には自主設備は記載しないこととした。 |
| 5/28 | 157 | 自主設備の扱い | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について いくら「自主的に設置する設備」と言っても、設工認の基本設計方針に記載すれば、それは設工認対象設備となる。記載する必要があるのか。 | 設工認対象外の設備については、設工認申請書の基本的設計方針の記載から削除する。設工認対象外の設備を説明などで記載する必要がある場合は添付書類等に記載する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) 基本設計方針に設工認対象外設備を記載しない。 | No.156に同じ。 | No.156に同じ。 |
| 5/28 | 158 | 自主設備の扱い | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・4.4(2)d4で「受入れ区域架構鉄骨緩衝材」を自主設備としているが、火災防護(不燃、難燃)の考え方について、設工認に記載する必要があるのではないか。 | 自主的に設置する設備であることから、申請書ではなく補足説明資料に記載する。→基本設計方針の一部に記載する方針に変更(再補正にて) | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | <再補正予定> 別添I 1.8 P24, 添付8 P6 | 「火災時に着火するおそれのある材料を貯蔵建屋に設置する場合は、耐火被覆により着火しない構造とする。」と記載する。 |
| 5/28 | 159 | 自主設備の扱い | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・4.4(2)d6の「休止中の……」の分類は不要ではないか。d1と同じ分類でよいのではないか。 | d1に含める。→(2)a.に再整理した。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002 P3 4.4(2)a.に整理 | 休止中の設備は技術規則に要求がないものとして整理。 |
| 5/28 | 160 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・3/9付補足説明資料p.32に記載されていた、津波による停電時に給油に使用する「可搬型発電機」は、津波対策として必要不可欠ではないかと考えられるが、本補足説明資料4.4(2)d1~d6のどれに該当するのか。 | 「可搬型発電機」は使用せず「電源車」の電気で給油できるように見直している。補足説明資料 013-04により、6/2ヒアリングにて説明予定。 | 対応済 6/2ヒアリングで補足説明資料を説明。 | | |
| 5/28 | 161 | 設工認対象外設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・添付資料1について、それぞれ4.4(2)のどれに該当するのか追記すること。 | 補足説明資料に追記する。 | <対応済> 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版を提出したが、要修正。 →6/10に再提出 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002 P6~P37 | 主要設備リストの右端に4.4の記号を記載。 |
| 5/28 | 162 | 設工認対象外設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・4.4(2)のb.とc.がandなのかorなのかによって、設工認対象外となる、ならないの判断が変わってしまう。基準を明確に記載すること。 | 判断プロセスが明確に分かる記載に改める。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002 P3 4.4に整理 | 判断プロセスがわかり、混同しないように4.4(1),(2)の記載を見直した。 |
| 5/28 | 163 | 設工認対象外設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002改1について ・圧縮空気供給設備の冷却系統を対象外としている理由を整理すること。 ・4.4(1)d, (2)dの「主たる機能を果たす範囲」とは何か。整理すること。 | ・冷却水系統の停止時、搬送台車は安全に停止し、基本的安全機能に影響がないことから対象外とする旨を記載する。 ・主たる機能について追加記載する修正を行う。 ・(2)d1.を削除し、(2)a.に整理する分類の修正を行う。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002 第3-1表に記載。 4.4.(2)から削除。 | 冷却水系統は空気圧縮機の運転に必要なことから分割第2回申請の基本設計方針に記載することとした。 |
| 5/28 | 164 | 換気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-002-01について 参考2の比較表について。変更前後が同じであることが分かりにくい。記載を検討すること。 | 比較表の記載方法については、6/11説明予定。具体的な記載についてはNo.165にて対応。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) | 補足説明資料 設1-補-002-01の基本設計方針の変更前後表 | 基本設計方針の前後表がわかりやすいように最終版に見直した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------------------|-----|---------------|--------|---|---|--|---|---|
| 5/28 | 165 | 換気設備 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002-01について 「3. 補正時の換気設備の基本設計方針」について。 基本設計方針に記載すると設工認対象となる。基本設計方針に4行のみを記載し、今の補足資料の内容を添付書類に記載してはどうか。 | コメントの趣旨に合わせて、記載を見直す。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002-01) ⇒<補正>別添I 1.12「換気設備」、添付15-4「換気設備に関する説明書」 | 別添I 1.12「換気設備」 P33, 添付15-4「換気設備に関する説明書」 P1 | 放射線障害防止のための換気設備が不要の旨を記載。 |
| 5/28 | 166 | 換気設備 | 申請書 | 換気設備については、個別設備として第2回分割申請に記載した方がよいと思われる。あるいは、電気設備の話でもあり第1回分割申請に記載する形もある。 | 第1回に記載することで調整する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002-01) ⇒<補正>別添I 1.12「換気設備」、添付15-4「換気設備に関する説明書」 | 別添I 1.12「換気設備」 P33, 添付15-4「換気設備に関する説明書」 P1 | 第1回申請の補正にて記載した。 |
| 5/28 | 167 | 基本設計方針変更前後比較表 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003改1について ・第5.1-1表について。①②③④と分けずに、概念の説明だけでよいのでは。 | 比較表の記載方法については、6/11説明予定。記載方針決定後、本資料にフィードバックする。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/11ヒアリングで説明。 | 補足説明資料 設1-補-003-01 | JNFLの記載に合わせ補足説明資料から分類及び分類表について削除し、具体例として全ての基本設計方針前後について補足説明資料に記載した。 |
| 5/28 | 168 | 補足説明資料 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-004改1について ・p.8の表について。内容は理解できるが、添付書類と補足説明資料とがきれいに関係づけられていない。 | 補足説明資料を修正する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-004) | 設1-補-004 P3以降 | 添付書類と補足説明資料との関係を明確に整理した。 |
| 5/28 | 169 | 基本設計方針 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-005について ・ケース1でよいが、評価方針については、許可整合を確認する観点から、ある程度記載する必要がある。 | ケース1に評価方針を一部追加した例を提示する。その後、他の事例についても整理する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-005) | 設1-補-005-01, 02, 03全般 | 説明書としては、記載方針まで説明するように記載した(材料及び構造、汚染の拡大防止も同様)。 |
| 5/28 | 170 | 基本設計方針 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-005-01について ・基本設計方針の記載については、様式7ベースで議論しないと分からない。様式7ベースで整理して欲しい。 | 様式7ベースで整理する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/4に6/11ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-005-01) | 設1-補-005別紙 | 基本設計方針の記載については様式7ベースで記載した。 |
| 5/28 | 171 | 基本設計方針 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-005-02について ・設計方針の考え方の記載が必要。許可整合の観点から、何を記載するのか整理すること。 | No.169にて対応。 | No.169で対応。 | | |
| 5/28 | 172 | 審査会合 | 審査会合資料 | 資料案を来週前半には提出して欲しい。 | 資料案を作成し、審査会合前に資料を確認して頂く。 | 対応済 6/2に案を提出。 以後No.152で管理する。 | | |
| 6/2ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 6/2 | 173 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-01について ・図2-4にある共用無停電電源装置の420V常用母線の役割についての説明を追記すること。 | 補足説明資料に追記する。 | 対応済 補足説明資料を修正, 7/9提出 (設1-補-013-01) | 設1-補-013-01 P4 | 設1-補-013-01 P4 に、無停電電源装置と共用無停電電源装置のバイパス側入力電源の違いとして、役割の説明を追記 |
| 6/2 | 174 | 全般 | 補足説明資料 | 設工認本文に対する補足説明と、添付書類に対する補足説明とが混在している。構成を整理すべき。 | 設1-補-004において整理しているが、検討する。→補足説明資料を修正する(設1-補-003, 004)。 | 対応済 003は改訂版を7/9提出。 004は6/11ヒアリングにて改訂版を説明済 | (004) p.3以降 (003) p.1~4, 10~22 | 004で整理した設工認本文に対する補足説明と、添付書類に対する補足説明との構成の考え方を003へ取り込んだ。 |
| 6/2 | 175 | 電気設備 | 申請書 | 直流電源構成の大元の考え方が(申請書に)ない。基本設計方針に書くのか、添付資料に書くのか、整理すべき。 | 直流電源としては、無停電電源装置と共用無停電電源装置に内蔵する設備と、受変電施設の電源盤用のものしかない。予備電源の容量等には無関係なため、基本設計方針には記載せず、添付15電気設備に関する説明書に、直流電源装置の説明を記載する。 | 対応済 添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付15-1「電気設備に関する説明書」に直流電源装置の説明を記載 | 添付15-1 P16 | 添付15-1に受変電施設の制御電源用として直流電源設備を有することとその単線結線図を記載 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|------|--------|---|---|--|---|---|
| 6/2 | 176 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について3時間ごとの給油手順については保安規定で担保することだが、設工認の基本設計方針に、給油について細かく書かれていない。整理すること。 | 発電炉の記載を確認し、対応を検討する。発電炉では、燃料補給設備の配置（位置的分散）・構成、給油方法（ホース・タンクローリ）は基本設計方針に記載されていることを確認した。給油間隔や必要量は添付に記載されていることを確認した。 | 対応済 補正申請書にて対応する。 ⇒<補正>別添I 1. 2. 7 (2) c, d にポリタンクの使用を記載、添付15-1 電気設備の説明書と添付16-6 設定根拠（電気設備）に給油間隔や必要量を記載。 | 添付15-1 P11, 13 添付16-6 P13, 15 | 添付15-1に電源車は3時間を目安とした周期で給油すること、添付16-6にその設定の根拠を記載。添付18に配置図、電源系統図、軽油タンクの系統図を記載。 |
| 6/2 | 177 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について電源車に3時間を目安とした給油を行うとあるが、根拠の計算における余裕の考え方を追記すること。 | 根拠計算の中に含まれる、余裕について、補足説明資料に追記する。 | 対応済 補足説明資料を修正, 7/9提出 (設1-補-013-02) | 設1-補-013-02 P9 | 電源車の出力に対する保守性について説明を追記 |
| 6/2 | 178 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について軽油用ポリタンクが20リットルであることが分かるようにすること。 | 補足説明資料に以下を記載する。 ・1個20Lのポリタンクに移し替えるために要する時間は1分程度 ・電源車3時間の消費量約140L程度で軽油ポリタンク7個、移し替えに要する時間は10分程度 | 対応済 補足説明資料を修正, 7/9提出 (設1-補-013-02) | 設1-補-013-02 P6 | 20Lの軽油用ポリタンクを使用すること、ポリタンク1個の注油に要する時間は1分程度であることを記載 |
| 6/2 | 179 | 電気設備 | 申請書 | 電源車の固縛方法が、通常時と外部電源喪失時とで同一であることが、申請書で読めるか。 | 電気設備に関する説明書に、固縛の場所（南側高台および受変電施設東）と固縛装置の評価方針に記載の方法で固縛することを記載する。 | 対応済 補正申請書にて対応する。 ⇒<補正>添付15-1「電気設備に関する説明書」に、2か所で、評価した方法で固縛することを記載 | 添付15-1 P9 | 添付15-1に電源車は南側高台と受変電施設東側で固縛すること及び添付7-2-4で示した方法で固縛することを記載 |
| 6/2 | 180 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について図2-11について。移動電源車接続箱がどこなのか、分かるようにすること。 | 移動電源車接続箱を単線結線図に追記する。 | 対応済 補正申請書にて対応する。 ⇒<補正>添付18-4-4-1 備蓄センターの単線結線図に追記 | 添付18 18-2-1、18-4-4-1 | 添付18-2-1 配置図と18-4-4-1 単線結線図に移動電源車接続箱を記載 |
| 6/2 | 181 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について図2-11について。南側高台の電源車の接続のため、屋外使用の電源盤を設置することだが、この図に描いて欲しい。 | 電源盤は南側高台の420V常用母線、210V常用母線、105V常用母線として図2-11に記載している。屋外の電源盤として理解しやすいように記載を見直す。 | 対応済 ⇒<補正>添付図 補足説明資料を修正, 7/9提出 (設1-補-013-02) | 添付18 18-4-4-1 | 18-4-4-1に南側高台電源盤が屋外用であること、電源車とケーブルとコネクタを用いて接続することを記載。同じ図を設1-補-013-02 図2-11に使用する。 |
| 6/2 | 182 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について（津波時の電源車退避に関連して）どの機器にどういう時に電源車から給電が必要なのか、書類として分かるようにまとめることが必要。被水後の復旧なども含めてまとめて欲しい。 | 津波襲来時の対応の説明について、申請書の補正を含め検討する。 | 対応済 電気設備の運用について、補正申請書の添付に記載。 ⇒<補正>添付15-1「電気設備に関する説明書」に、津波襲来後に活動拠点が必要とする負荷と容量の想定を記載。津波により南側高台以外の設備が浸水し、使用できなくなることも記載。 ⇒<補正>添付書類1-1（ロ-7）耐津波構造 | 別添I 1. 6. 3 P15 別添I 2. 7 P42 添付15-1 P11 | 別添I 1. 6. 3 津波襲来後の活動に使用する活動拠点に給電できる設計とすること、基本的安全機能の監視を継続して行うことを記載。 別添I 2. 7 電源車は津波襲来後の活動拠点に給電できることを記載 添付15-1 南側高台に津波襲来後の活動拠点を設けること、代替計測用計測器の重電や執務エリアの照明、事務機器、空調設備に給電できることを記載 |
| 6/2 | 183 | 電気設備 | 補足説明資料 | (No. 182に関連して) 電気設備に対する津波影響の説明は、別途あるのか。ヒアリングで説明して欲しい。 | No. 182で対応。 | N. 182で対応。 | | |
| 6/2 | 184 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-02について図2-11について。計量機の単線結線図も、バックアップ回線があることが分かるように、ここに入れるべきでは。 | 図2-11の計量機周りの単線結線図は、設1-補-013-04の第5-1図に記載している。図2-11にも追記する。申請書添付の単線結線図を見直す。 | 対応済 補正申請書にて対応する。 ⇒18-4-4-1 備蓄センターの単線結線図に追記し、補正する。 | 添付18-4-4-1 | 添付18-4-4-1 リサイクル燃料備蓄センターの単線結線図に軽油貯蔵タンク分電盤に受変電施設と南側高台から受電できる構成になっていることを記載。別紙の負荷リストに、計量機を記載 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|---------|--------|--|--|---|--|--|
| 6/2 | 185 | 電気設備 | 補足説明資料 | ポリタンクの設工認上の扱いについて、考え方を適切にまとめること。 | ポリタンクは仮設として使用するものであり、保安規定で管理する。設工認で管理する設備ではないため、設工認対象からは除外する。 | 対応済 方針整理済⇒補正なし | | |
| 6/2 | 186 | 電気設備 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-013-03について 本資料は、申請書添付15-1に反映する（補正する）ものか。 | 申請書添付書類に、構造の説明を追加する。また、給油取扱所について、計量機の扱いを追加する。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒〈補正〉添付15-1 3.4「軽油貯蔵タンク（地下式）」 | 添付15-1 P13 | 添付15-1 P13に、軽油貯蔵タンクの設置場所、構造、容量、電源についての説明を記載 |
| 6/2 | 187 | 電気設備 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-013-03について 何を添付にする（補正する）のか、改めて整理すること。添付図面に追加すべきものもあるのではないか。 | 図面の添付について検討する。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒〈補正〉整理し、必要な図面を添付18に追加 | 添付18-2-1、18-2-5-7、18-3-4-4、18-4-4-6 | 軽油タンク関係の図面として以下を添付 18-2-1 敷地内配置図 18-2-5-7 軽油貯蔵タンク機器配置図 18-3-4-4 軽油貯蔵タンクの構造図 18-4-4-6 軽油貯蔵タンクの系統図 |
| 6/2 | 188 | 電気設備 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-013-03について 漏洩検知装置を設工認上どのように扱うのか。発電所の例も確認すること。 | 漏洩検知装置は消防法に基づくもの。発電所では別表第二等で設置要求がなく設工認では記載していない。乾燥砂を充填しており地下での発火の可能性はない。タンクに付属する設備であり設工認対象設備としては記載しない。 | 対応済 発電所の例を確認し、方針整理済⇒補正なし | | |
| 6/2 | 189 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-03について 地下貯蔵タンクについて、耐震Cクラスで計算することが分かるようにして欲しい。 | 耐震Cクラスとして評価を行い、説明する。 | No. 191で対応 | | |
| 6/2 | 190 | 電気設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-03について 地下貯蔵タンクについて。タンク室についても耐震Cクラスとして評価を行って欲しい。 | 耐震Cクラスとして評価を行い、説明する。 | No. 191で対応 | | |
| 6/2 | 191 | 電気設備 | 補足説明資料 | (No. 188, 189に関連して) 次回(6/4)説明予定の耐震の資料に、電気設備の耐震については書かれていないようだが、対処方針、スケジュールを説明すること。 | 無停電電源装置の耐震計算書は設1-補-009-01に添付している。他の設備については、準備が整ったものから提出する。 ・軽油タンク ・軽油タンク室 ・共用無停電電源装置 ・電源車 | 対応済 6/10説明資料送付。 | | |
| 6/2 | 192 | 代替計測 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-04について 代替計測機器を保管する保管庫が津波で浸水しない場所であることを、津波対応の整理と一体で整理して欲しい。 | 津波対応の整理と一体で整理する。 代替計測用計測器は津波の被害を受けない場所で保管することを、設1-補-002-02改（代替計測設備について）に記載する。 | 対応済(6/11ヒアリング) 6/11説明。 ⇒〈補正〉別添I 1.6.3 | 設1-補-013-04 P1, 設1-補-002-02改1 P1 別添I 1.6.3 P15 | 設1-補-013-04と設1-補-002-02改1に代替計測に用いる計測器類を南側高台の活動拠点に保管する旨を記載 別添I 1.6.3に代替計測に用いる設備を津波の被害を受けない南側高台に配備することを記載 |
| 6/2 | 193 | 自主設備 | 申請書 | 自主設備については、申請書添付書類には記載してもよい。何を添付に記載するのか整理すること。 | 予備緊急時対策所の申請書添付書類への記載を検討する。→記載しない方針 | 対応済 記載しない旨、ヒアリングにて説明済。 | | |
| 6/2 | 194 | 放射線管理設備 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-013-05について 放射線作業用管理用計算機について、技術基準上の要求がないとして設工認対象外としているが、許可基準上の被ばく管理の観点からはどうか。それが分かる整理とすること。 | 被ばく管理の観点で、個人線量計を設工認対象の設備として抽出している。放射線作業用管理用計算機は、これを使用せずとも被ばく管理が可能であることから、対象外とする。 | 対応済 方針整理済⇒補正なし | | |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------------------|-----|------|--------|--|---|---|--|--|
| 6/2 | 195 | 電気設備 | 補足説明資料 | 本日の説明は全般として、技術基準規則24条に対する適合性説明であるが、12条、13条などへの適合性については、今後の補足説明資料にあるということか。 | 12条の適合性は、補足説明資料（火災）にて説明する。 13条への適合性は、添付9 安全機能の健全性維持に関する説明書で、施設全体について説明している。各設備の試験・検査性について補足説明資料に記載を追加する。 ・設1-補-013-01 無停電電源装置、共用無停電電源装置 ・設1-補-013-02 電源車 ・設1-補-013-03 軽油タンク | 対応済 ⇒<補正> 添付15-1 電気設備の説明書に試験、検査性の説明を追記。また、火災対策も基本設計方針と添付15-1に追記。 設1-補-013-01に、無停電電源装置と共用無停電電源装置の試験、検査性を記載(7/9提出) | 別添I 2.7 P42 添付15-1 P17~19 設1-補-013-01改1 P8 設1-補-013-03改1 P1 | 火災対策は共通事項として説明するが、電気設備特有の対策を別添I 2.7、添付15-1に記載。 試験、検査性の共通事項は安全機能の説明書で説明するが、電気設備として特有のものは添付15-1に記載した。 |
| 6/2 | 196 | 補正方針 | 全般 | 何を基本設計方針、要目表、添付書類、補足説明資料にそれぞれ記載するのかについて、その方針について、6/4のヒアリングで、口頭でもよいので説明すること。 | 6/4ヒアリングにて説明予定。 | 対応済 6/4ヒアリングにて口頭説明。 | | |
| 6/4ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 6/4 | 197 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について 2.1 13行目付近の記載について。Cクラスに対して十分支持できる、ということであれば、それが分かる記載とすること。 | 補足説明資料を修正し、補正の際には添付する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P1 2.1 11行目 | 貯蔵施設のうち、電気設備をはじめとする耐震Cクラス施設、設備は、耐震Cクラス施設に適用される地震力が作用した場合においても当該施設、設備を十分に支持することができる地盤に設置されたものとする。と記載の修正を行った。 |
| 6/4 | 198 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について 何が評価対象であるかを明確にし、結果を示して欲しい。また、許容応力、短期許容支持力以下であることを示してほしい。 | No. 199の整理を踏まえ、補足説明資料を修正する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P8 6.3 P10~ 8. | 評価対象及び評価結果を記載した。 |
| 6/4 | 199 | 耐震設計 | 申請書 | 耐震Cクラスの耐震評価については、申請書には計算方法と評価結果（例：許容応力以下である）を記せばよく、計算結果（数値）までは書かなくてもよい。 | 耐震計算の添付にて耐震Cクラスの方針、耐震計算の結果がわかる内容を記載する。 | No. 206で対応 | | |
| 6/4 | 200 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について p.5 3.(2)の記載について。どういった機器が基礎ボルトのみの評価でよいのか明らかにし、RFSの機器はすべて該当するということを追記すること。 | 補足説明資料に追記する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P8 6.3 | 今回申請設備の評価対象部位を表にまとめた。また、次回申請設備については次回評価部位を記載することとした。そのためRFSの機器全てが基礎ボルトのみの評価でよいといった記載については追記せず、今後各設備毎に評価部位を記載するように記載の見直しを行った。 |
| 6/4 | 201 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について p.5 3.(4)の記載について。構造的健全性とは具体的には何か。追記すること。 | 補足説明資料に追記する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P8 6.3 | 転倒しないことで構造的健全性についての評価として以下を記載。 「電気計装機器の盤について、Cクラスの地震力に対して転倒しないことを確認するため、耐震評価上厳しくなる基礎ボルトを評価する。」 |
| 6/4 | 202 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について p.5 3. のなお書きについて。全てがこれに当てはまるとは言えないのではないか。表現を適切に修正すること。 | 補足説明資料を修正する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P8 6.3 | 今回申請設備の評価対象部位を表にまとめた。また、次回申請設備については次回評価部位を記載することとした。そのためコメントのなお書きについて削除した。 |
| 6/4 | 203 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について p.5 3.1 冒頭の「電気設備」は無停電電源装置ではないのか。記載を適正化すること。 | 記載を修正する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P8 7.1 | 記載の適正化を行った。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|------|------------|--|--|---|---|---|
| 6/4 | 204 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について p.6 3.4許容限界について。許容応力などについて、具体的に、実用炉にある表のようなものを追記してほしい。 | 補足説明資料に表を追記する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 P8 6.3 | 評価項目について表を追記した。 |
| 6/4 | 205 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-01について p.7 3.5について。「添付に記載する」とあるが、添付を見ると無停電電源装置しか記載されていない。他の電気設備についても記載すること。 | 他の電気設備についても記載する。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-01) | 補足説明資料 設1-補-009-01 添付資料 | 添付資料として他の電気設備についても計算書を添付した。 |
| 6/4 | 206 | 耐震設計 | 申請書 | 申請書に計算方法の記載が足りない。電力会社のCクラスの耐震計算書の例を東京電力から入手し、それを参考に補正の準備をすること。 | 電力会社の例を入手し、補正案を検討する。 なお、補正案について補足説明資料009-01を修正し、補正の際の添付への格上げする資料として説明する。 | 対応済 東京電力から、大間、島根3の例の情報提供あり。6/15に6/17ヒアリング資料として補足説明資料改訂版を提出。 ⇒<補正>添付5-8 なお、計算過程の数値まで先行電力では参考資料として添付しているが、No.270に従い添付しない。 | 添付5-8-1「無停電電源装置、共用無停電電源装置の計算方法に関する説明書」全般、 添付5-8-2「軽油貯蔵タンク（地下式）の計算方法に関する説明書」全般、 添付5-8-3「電源車の計算方法に関する説明書」全般 | 耐震Cクラス設備の計算方法として以下を申請書に添付した。 添付5-8-1「無停電電源装置、共用無停電電源装置の計算方法に関する説明書」 添付5-8-2「軽油貯蔵タンク（地下式）の計算方法に関する説明書」 添付5-8-3「電源車の計算方法に関する説明書」 |
| 6/4 | 207 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-02について p.3 2.2のなお書きが分かりにくい。どういうふうに抽出しているのか、明確に描いて欲しい。 | クレーン、搬送台車の記載も検討し、なお書きを適切に修正する。 | No.209で対応 | | |
| 6/4 | 208 | 耐震設計 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-02について p.4 「4. 下位クラス…」のなお書きについて。近くに隣接建屋がないから、という意味か。省略せずに記載して欲しい。 | 当該記載を充実させる。 | 対応済 補足説明資料改訂版を6/15提出、6/17ヒアリング (設1-補-009-02) | 設1-補-009-02 「4. 下位クラス施設の抽出及び影響評価方法」 | 十分な離隔距離をとって配置していることを記載。 |
| 6/4 | 209 | 耐震設計 | 申請書／補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-009-02について p.3 2.2のなお書きが分かりにくい。申請書も同じ記載か。 | なお書き以降については申請書に記載はなく、「添付5.1.3」の2.基本方針に上位クラスのみを記載。 No.207の対応も含めて添付に記載すべきか検討する。 | 対応済 6/16補足説明資料の修正版を提出。6/17ヒアリング実施 (補正申請書に反映) ⇒<補正>添付5-1-3「波及的影響に係る基本方針」 | 添付5-1-3「波及的影響に係る基本方針」P2 「2.基本方針」 | 基本的安全機能を確保する設備のうち受入れ区域天井クレーン及び搬送台車について波及的影響を考慮する設備として整理する説明を記載した。 |
| 6/4 | 210 | 耐震設計 | 申請書 | 申請書添付書類に、電気設備が波及的影響を及ぼすものではないということが記載されているか。 | 申請書には「電気設備が波及的影響を及ぼすおそれのない設備」である記載はないため、補正にて添付に記載し、明確化する。 | 対応済 6/16補足説明資料の修正版を提出。6/17ヒアリング予定 (補正申請書に反映) ⇒<補正>添付5-1-3-1「波及的影響を考慮する施設の選定」 | 添付5-1-3-1「波及的影響を考慮する施設の選定」P3 「3.今回申請設備について」 | 今回申請設備である電気設備について波及的影響を及ぼすおそれのある施設ではない説明を記載した。 |
| 6/4 | 211 | 検査 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-007について p.4の主な検査項目に「建物・構築物構造検査」があるが、p.11からの左側（記載の標準（電気設備の例））を見ると、検査方法や判定基準の欄に、同検査の記載がない。 | 発電炉の記載例を確認し、記載を拡充させる。 | 対応済 6/15補足説明資料改訂版を提出、6/17ヒアリング実施 (その後、7/9提出資料で003添付資料4に番号変更) | 設1-補-003改4 添付資料4 P4-13 別添Ⅲ 1 P4 | 設1-補-003改4 添付資料4 P4-13に「建物・構築物の構造を確認する検査」の内容を記載済み 別添Ⅲ 1 P4 「建物・構築物の構造を確認する検査」を記載 |
| 6/4 | 212 | 検査 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-007について p.10からの比較表の左欄が「記載の標準（電気設備の例）」となっているが、「電気設備」ではなく「金属キャスク以外」としないと、網羅できないのではないかと。 | 記載を修正し、電気設備に限定しない表に改める。 | 対応済 ⇒<補正>別添Ⅲ「工事の方法」補足説明資料も同様に修正済(設1-補-003添付資料4) | 別添Ⅲ「工事の方法」 | 工事の方法の記載を、「金属キャスク」と「金属キャスク以外の設備」に書き分け、後者として電気設備に限定しない記載とした。 |
| 6/4 | 213 | 検査 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-007について p.5について。過去に検査済のものについてだが、外観や機能、性能は変わるので改めて検査した方がよいと思われる一方、寸法検査は外観が変わっていなければ記録確認でよいと思われる。こういった考え方を整理し資料を修正すること。 | 過去の記録確認の活用を整理し補足説明資料「工事の方法の標準化」にその考え方を記載する。 | 対応済 6/15補足説明資料改訂版を提出、6/17ヒアリング実施 (その後、7/9提出資料で003添付資料4に番号変更) | 設1-補-003添付資料4 (007を取り込んだため) P4-5 | 過去の記録確認の活用を整理し、その考え方を記載した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|------------|------------|---|--|---|--|--|
| 6/4 | 214 | 検査 | 申請書／補足説明資料 | 現在も機器の点検が確実に行われていることを前提条件として使用前事業者検査を行うとのことだが、それが分かるように申請書、補足説明資料を整理すること。 | 現在も機器の点検が確実に行われていることを前提条件として使用前事業者検査を行うことが分かるように補足説明資料「工事の方法の標準化」の記載を整理する。 | 対応済 ⇒<補正>別添Ⅲ「工事の方法」補足説明資料も同様に修正済(設1-補-003添付資料4) | 別添Ⅲ P2 | 別添Ⅲ 1「工事の方法（金属キャスク以外の設備）」の「2.使用前事業者検査の方法」に、「現在も機器の点検が確実に行われていることを前提条件として使用前事業者検査を行う」ことを含め「要領書で定める」ことを反映した。 |
| 6/4 | 215 | 検査 | 補足説明資料 | 記録確認検査の記録の有効性については、JNFLの情報をキャッチアップすること。 | 記録確認検査の記録の有効性については、JNFLの情報をキャッチアップした上で補足説明資料「工事の方法の標準化」の記載を適正化する。 | 対応済 6/15補足説明資料改訂版を提出、6/17ヒアリング実施 (その後、7/9提出資料で003添付資料4に番号変更) | 設1-補-003添付資料4 (007を取り込んだため) P4-5 | 記録確認検査の記録の有効性を整理した使用前事業者検査用良書を作成したうえで実施することを明確化した。 |
| 6/4 | 216 | 検査 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-007について ・p.11左側冒頭部分の「抜き取り」は不要ではないか。 ・p.21 3.1bの「溢水防護」は不要ではないか。 ・同dの「試運転」は表現が適切でないのでは。 ・上記以外の記載も精査して、適切に対応すること。 | コメントについて検討し、記載を適正化した。工夫する。本件を含め、本比較表の左欄を精査する。 | 対応済 6/15補足説明資料改訂版を提出、6/17ヒアリング実施 (その後、7/9提出資料で003添付資料4に番号変更) | 設1-補-003添付資料4 P4-9~4-26 | コメントを含む全般的記載を精査し、記載を適正化した。 |
| 6/4 | 217 | 検査 | 補足説明資料 | 一般産業用工業品について、ミルシートを要求するのはナンセンス。検査の方法を精査すること。 | 一般産業用工業品でミルシートがない設備について製作メーカーの調達書類などをもとに材料検査の代替検査を実施する旨回答。 | 対応済 6/15補足説明資料改訂版を提出、6/17ヒアリング実施 (その後、7/9提出資料で003添付資料4に番号変更) | 003添付資料4 (007を取り込んだため) P4-5 | 一般産業用工業品でミルシートがない設備について製作メーカーの調達書類などをもとに材料検査の代替検査を実施することを記載した。 |
| 6/4 | 218 | 検査 | 補足説明資料 | キャスクの溶接検査については、実用炉の実績を参考に適切に対応すること。 | 実用炉の先行例を確認し、適切な検査方法とする。(先行電力の情報を引き続き集める) | 対応済 6/15補足説明資料改訂版を提出、6/17ヒアリング実施 (その後、7/9提出資料で003添付資料4に番号変更) | 設1-補-003添付資料4 P4-14~4-19 | 実用炉の先行例を確認し、適切な検査方法とできるように次回申請書を作成するよう、検討課題に位置付けた(メーカー等との協議を開始した)。 |
| 6/4 | 219 | 許可整合 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-008について (p.3に關連して)申請書の基本設計方針の共通部分については、第2回申請では記載不要ではないのか。 | 申請書添付書類1の記載を、次のとおり修正する。 「また、今回添付した説明書においても、事業変更許可申請書本文の記載に関して次回申請の申請書に説明事項が含まれているものがあるが、この場合は、次回申請においても説明書を添付する。」 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付書類1-1(許可整合に関する説明書) P.2を左記のとおり修正 | 添付書類1-1 P2 | 「この場合、次回申請においても説明書を添付する」の記載を削除。 |
| 6/4 | 220 | 許可整合 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-008について p.3に「材料及び構造」がないが、申請書の基本設計方針に入っているのであれば、記載が必要ではないか。 | 材料及び構造について、基本設計方針に記載があるため、許可整合の資料も添付する。 添付書類1で「設計貯蔵期間」となっているところを「材料及び構造」と修正し、当該資料を今回追加する。 | 対応済 補正する。 ⇒<補正>添付書類1-1(許可整合に関する説明書)を修正(ロー(8)-a-1~) | 添付書類1-1 (ロー(8)-a-1~ ロー(8)-a-7) | 添付書類1-1(許可整合に関する説明書)に「材料及び構造」に関する記載を追加した。 |
| 6/4 | 221 | 許可整合 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-008について 事業許可添付書類の事故評価(添付書類八)との比較が必要な部分があるのではないか。実用炉で、事故評価(添付書類十)と比較した例があると思うので、東京電力から入手し確認すること。 | 電力会社の比較表を入手。 添付六の欄に添付八で関連する内容を破線で囲んだ記載とし、比較できるように変更する。 | 対応済 補正申請時に記載を追加する。 東京電力から、柏崎7号炉比較表の提供あり。 ⇒<補正>添付書類1-1(許可整合に関する説明書)に追記(ロー(5)-2など) | 添付書類1-1(許可整合に関する説明書)全般 | 事故評価の記載を事業許可添付欄に破線囲いで追加記載した。 |
| 6/4 | 222 | 許可及び技術基準適合 | 様式7 | 技術基準規則第6条(地盤)に関しても、様式7を作成すること。 | 7条に含めて記載していたが、6条として別個に作成する。また、22条についても追加で作成する。 | 対応済 6/7提出。 | 様式7 | 第6条(地盤)、第22条(換気設備)に関して様式7を作成した。 |
| 6/4 | 223 | 一般産業用工業品 | 申請書 | 一般産業用工業品については、申請書本文にも記載が必要である。 | 申請書本文、添付書類、補足説明資料の内容を整理し、適切に補正する。 | 対応済 6/9ヒアリングで説明済。 ⇒<補正>別添Ⅰ1.9「安全機能を有する施設」、添付9「6.一般産業用工業品…」 | 別添Ⅰ1.9「安全機能を有する施設」P28 | 別添Ⅰ1.9「安全機能を有する施設」に一般産業用工業品の基本設計方針を記載した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載 してあるのは「添付書 類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------------------|-----|-------------|----------|---|-------------------------------|--|--|--|
| 6/4 | 224 | スケジュール管理&体制 | 審査会合用PPT | 順番として、前回までの指摘について最初に簡潔に説明する形にしてほしい。スケジュール管理の改善策+親会社のサポートで1ページとして欲しい。なぜ申請が遅れたのか、親会社のサポートを受け自社とし先行例を学んだことなどを示せばよい。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 225 | 網羅性 | 審査会合用PPT | 網羅的抽出に関しては、どうして網羅的に抽出できていなかったのか、どのように改善したのかのポイントを説明すること。また、抽出結果の一覧を示すこと（別紙でもよい）。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 226 | 一般産業用工業品 | 審査会合用PPT | 一般産業用工業品については、判別フローは重要でない。どうして書いていなかったのかという理由が重要。また、指摘への対応結果として、本文に、添付書類に何を書くのかを記すこと。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 227 | QMS | 審査会合用PPT | QMSについては、細かな説明は不要。保安規定の制定が遅れたこと、遅くなったが制定して対応している旨を書けばよい。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 228 | その他 | 審査会合用PPT | 指摘事項を細かに資料に記す必要はない。資料全体として、細かな話より大きな筋書きを示すこと。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 229 | 電気設備 | 審査会合用PPT | 電気設備については、次の項目で3枚程度とすること。 ・電気設備全体の大枠の位置づけ。 ・各電源の位置づけ、系統構成、負荷 ・設計上の考慮ポイント | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 230 | その他 | 審査会合用PPT | 資料全体の構成については目次で示せばよく、概要（ロジック）の頁は不要。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/4 | 231 | その他 | 審査会合用PPT | 設工認申請書の構成の一覧表で、「(表紙)」という不要と思われる文字が残っているので削除すること。 | 審査会合用PPTを修正する。 | 対応済 修正案を作成、提出済。 | | |
| 6/9ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 6/9 | 232 | 津波による損傷防止 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-010について 次の2つを申請書基本設計方針に追記して欲しい。 ・津波が来ても引き続き監視できるように電気設備を準備する。さらに、壊れても代替設備で監視可能なこと。 ・代替設備を津波で浸水しない場所に置くこと。 | 様式7の修正案の形で6/11ヒアリングで説明する。 | 対応済 6/10提出資料(様式-7)に反映済。申請書を補正する。 ⇒<補正>別添I1.6.3「津波防護対策」、添付書類1-1(ロ-(7)耐津波構造)、添付6-1-1「津波への配慮に関する基本方針」 | 別添I1.6.3 P15、添付書類1-1 ロ-(7)、添付6-1-1 P2 | コメントを踏まえ、代替設備に関する記載を追記した。 |
| 6/9 | 233 | 自然現象による損傷防止 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-011-01について 基本設計方針に、防護対象の選定の結果を記す必要がある。 | 記載していると思うが、改めて確認し、必要であれば追記する。 | 対応済 補正する。 ⇒<補正>別添I1.7.1 序文 防護対象の考え方、選定結果を追記 | 別添I1.7.1 P17 | 別添I1.7.1 序文 基本的安全機能を有する設備として金属キャスクを、基本的安全機能の一部を担うものとして使用済燃料貯蔵建屋を防護対象とする旨追記した。 |
| 6/9 | 234 | 自然現象による損傷防止 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-011-01について 申請書添付書類に、貯蔵架台について、自然現象による損傷防止を考慮しなくてよい理由の説明を記すべき。 | 申請書に記載する。 | 対応済 補正する。 ⇒<補正>別添I1.7.1 序文 防護対象としない考え方及び防護しない設備を追記 | 別添I1.7.1 P17 | 別添I1.7.1 序文 基本的安全機能に関連する設備のうち、自然現象に対し防護不要としている貯蔵架台に対する考え方を追記した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-----|-----|-------------|--------|--|---|---|--|--|
| 6/9 | 235 | 自然現象による損傷防止 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-011-01について 避雷対策について、どのような法令、規格に基づいて対策しているのか、補足説明に追記すべき。 | 申請書、補足説明資料(P7)に追記する。 | 対応済 補正する。また、7/9に補足説明資料改訂版(設1-補-011-01)を提出。 ⇒補正>別添I 1.7.1(1)自然現象g.落雷に、建築基準法に基づくこと及び具体的設備名を追記 | 別添I 1.7.1 P16 | 別添I 1.7.1(1)自然現象 g.落雷の記述に、建築基準法に基づくこと及び具体的設備名を追記した。 |
| 6/9 | 236 | 自然現象による損傷防止 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-011-01について p.2 2.2(2)の記載について。波及的影響を考慮する施設が、電源車と固縛装置だけという風に読める。 | 補足説明資料(P2)に追記する。 | 対応済 7/9に改訂版提出(設1-補-011-01) | 補足説明資料「設1-補-011-01」P2 2.2(2) | 7/9に改訂版提出(設1-補-011-01) ⇒2.2(2)に電源車及び固縛装置以外の対応を追記した。 |
| 6/9 | 237 | 自然現象による損傷防止 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-011-01について 電気設備に自然現象による損傷防止機能を持たせているのかどうか、適切に説明して欲しい。 | 電気設備は防護対象ではないので、補足説明資料(P1~2)を、それが分かるように修正する、。 | 対応済 7/9に改訂版提出(設1-補-011-01) | 補足説明資料「設1-補-011-01」P1~P2 2.2(1) | 7/9に改訂版提出(設1-補-011-01) ⇒2.2(1)外部事象防護施設の定義及びそれに該当しない例を明確化することで、電気設備が防護不要であることを明確化した。 |
| 6/9 | 238 | 自然現象による損傷防止 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-011-01について 竜巻、火山、外部火災以外の4事象について、事象ごとに記載の濃淡がある。レベル感を合わせるべき。 | 申請書本文を補正する。 | 対応済 補正する。 ⇒補正>別添I 1.7.1(1)自然現象e.降水に建屋設計を、g.落雷に具体的設備を追記 | 別添I 1.7.1 P18 | ・別添I 1.7.1(1)自然現象 e.降水に、建屋設計に関する内容を追記。 ・別添I 1.7.1(1)自然現象 g.落雷に、準拠法令と具体的設備名を追記した。 |
| 6/9 | 239 | 竜巻対策 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-011-02 添付について 6.の記載を3.のフローと合致させて欲しい。例えば、図3-1下から2つ目の口の「横滑り……」は6.の記載のどこに当たるのか。 | 6.の記載が3.のフローと整合するよう、修正する。 | 対応済 7/9に改訂版提出(設1-補-011-02 添付) | 設1-補-011-02 添付 P10, P19~29 | 3.評価方針のフロー図を、評価の流れにそって具体的に記載。 6.評価方法以降の見出しをフロー図に合わせ、フロー図の流れで終わるよう構成を見直した。 |
| 6/9 | 240 | 竜巻対策 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-011-02 添付について 5.の柱書の要領で、6.の冒頭に、評価の流れを記載すること。 | 6.に柱書を追加する。 | No.239の対応と同様 | No.239の対応と同様 | No.239の対応と同様 |
| 6/9 | 241 | 竜巻対策 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-011-02 添付について 申請書添付書類において、スプリングブラケットが評価対象とされているが、「構成部材」の方にスプリングブラケットの記載がない。 | 評価対象が明確となるよう、申請書添付書類の記載を修正する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒補正>添付7-2-4「竜巻に対する電源車の固縛装置の評価方針及び評価結果」 | 添付7-2-4 | 添付7-2-4「竜巻に対する電源車の固縛装置の評価方針及び評価結果」に固縛装置配置図、ブラケット配置図、を追加し、評価対象が明確になるように記載を修正した。 |
| 6/9 | 242 | 竜巻対策 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-011-02について 電源車以外の記載がなく、電源車の記載だけがやけに詳しく感じられる。単純に「設計飛来物を超えるものを固縛する」だけでは記載が足りない。先行電力(川内)では、一例としてマンホールの固縛の記載もあったと思う。 | 柏崎7号炉では記載がなかったと思うが、先行電力の記載を確認する。 川内の申請書にはマンホールの記載はなかった。 補足説明的な書類では設計飛来物を下回る物品(マンホール)に対しても対策をする旨の記載あり。 川内は設計飛来物が鋼製材であり、影響が比較的近いマンホールに対しても幅広く対策をとっている。 対して、RFSは鋼製材とワゴン車を設計飛来物としており、影響がそれ以下の物品であれば対策不要である。 具体的な飛散防止措置については保安規定にて記載する。 | 対応済 先行電力の記載を調査し、現行の申請への影響はないことを確認した。⇒補正なし | | |
| 6/9 | 243 | 添付図面 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-014について 実用炉の別表2のうち、RFSに関連があるが記載しなかったものの例があるか。 | RFSに関連し、対象とする設備があるものについては、説明書あるいは説明書を添付している。 | No.110にて対応 | 設1-補-003-改4 参考資料 No.40 | 兼用キャスクの外運搬規則の規定による承認を受けたことに関する説明書は、容器承認申請の実施主体ではないことから対象外とした。 |
| 6/9 | 244 | 火災・爆発の防止 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-012について 火災対策については、共通部分に全て記載して、個別設備(電気)には記載しない方針とのことだが、個別設備への記載も検討して欲しい。 | 記載する方向で検討する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒補正>別添I 2.7 ((2)に追記)、添付15-1 3.4 | 別添I 2.7 P42, 43 | 電気設備の基本設計方針(個別項目)へも火災対策を追記した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|-------------------|-----|----------|------------|--|--|--|---|--|
| 6/9 | 245 | 火災・爆発の防止 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-012について 地下タンクや電源車は可燃物そのものを持っているので、延焼防止だけではなく、漏洩させない、エネルギーを与えないといった対策をとっているはず。 | 申請書基本設計方針、添付書類にその旨追記する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添I 1.8.2((2)a)に追記) | 別添I 1.8 P25, 27 別添I 2.7 P42, 43 添付8 P2, 3, 4, 7 添付15-1 P18 | 火災及び電気設備の基本設計方針と添付書類に軽油貯蔵タンク(地下式)と電源車の火災対策を追記した。 |
| 6/9 | 247 | 一般産業用工業品 | 申請書/審査会合資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-02改2について 一般産業用工業品については、申請書の「工事の方法」にも記載すること。 | 記載案を検討する。審査会合用資料にも、記載する旨を記す。 | 対応済 一般産業用工業品について、基本設計方針と工事の方法に書き分ける。 ○補足説明資料 設1-補-003-02改3を6/15提出。 ⇒<補正>別添III「工事の方法」 | III 工事の方法 III 1(金属キャスク以外の設備) 3 工事上の留意事項 i P8 | 「i. 一般産業用工業品の更新や交換等の際は、設工認申請書に記載している仕様又は性能を満足していることを評価する。」と記載した。 |
| 6/9 | 248 | 工事の方法 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-007について (以前の資料へのコメント) 関電の申請で、工事の方法がまとめてひとつになっている記載例がある。これも参考に、共通部分と違う部分を明確にして、工事の方法の記載を検討すること。 | 関電の例も参照し、前回までのコメントと合わせ、申請書の記載を修正する。 | 対応済 関電の例を入手済。記載検討中。 ⇒<補正>別添III「工事の方法」 | 別添III 1「工事の方法(金属キャスク以外の設備)」 | 別添III 1「工事の方法(金属キャスク以外の設備)」についてまとめて記載した。 |
| 6/11ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 6/11 | 249 | 網羅性 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改2について 主要設備リストにある圧縮空気供給設備の関連施設で、空気除湿装置が表3-1には載っていない。記載の考え方はどうなっているのか。整理が必要。 | 空気除湿器、冷却水系統などを、表3-1に追加する。冷却機能(冷却水系統)については、基本設計方針への記載とする。 | 対応済 表3-1を修正済。 基本設計方針と合わせて補正する。 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 要目表に記載する空気除湿器、基本設計方針に記載する冷却水系統を判別できるように記載した。 |
| 6/11 | 250 | 検査 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改2について 表3-1に載ったものは、検査の対象になる。検査のことも考えて記載する必要がある。 | コメントNo. 92も踏まえ、検査のことも考えた記載としている。 | 対応済 表3-1を修正済み。補正する。 ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5, P6 | 検査の対象となることを考慮して、要目表に記載するものと、基本設計方針に記載するものが判別できるように記載した。 |
| 6/11 | 251 | 網羅性 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改2について 表3-1の計測設備が「~監視装置」というくくりで書かれているが、実用炉の例と異なる。記載方法について、実用炉の例を参考にすること。 | 現在の記載は、既認可の分類の基づくもの。実用炉の例とは異なることを確認したが、既認可に合わせるべきか、実用炉に合わせるべきか、改めて相談が必要→6/17ヒアリングで相談。実用炉の記載+表示装置とする(常用電源など、他の設備についても表3-1を確認済)。 | 対応済 表3-1を修正する。 ⇒<補正>添付第3-1表 (要目表などは第2回の申請範囲) | 添付第3-1表 添付18-4-2 | 添付第3-1表や単線結線図における○監視装置との記載を、蓋間圧力検出器、表面温度検出器、吸排気温度検出器、表示・警報装置の記載に修正した |
| 6/11 | 252 | 代替計測 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改2について 代替計測機器が既存のものと同様以上であるということを、要目表なしでどのように判断するのか。 | グループ③→②-2に変更し、要目表に記載する。 | 対応済 表3-1を修正済。補正する。 ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5 | 添付第3-1表において、代替計測用計測器について、機器グループを②-2に修正した。 |
| 6/11 | 253 | 代替計測 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改2について 本設機器と同一の物を代替機器として備える場合は、「予備」として記載してはどうか。実用炉にそのような例がある。 | 放射線計測器は同一品であるので、予備も含めて管理する。 | 対応済 表3-1を修正済。補正する。 ⇒<補正>添付第3-1表 | 添付書類3 第3-1表 P5 | 放射線サーベイ機器きについて、代替計測に用いるサーベイ機器については、「○○サーベイ機器」(代替計測にも使用)と記載を修正した |
| 6/11 | 254 | 電気設備 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-002改2について 常用電源について、電圧や台数などどこにどう書くか、記載を検討してほしい。 | 常用電源について、基本設計方針、単線結線図等に記載する。 | 対応済 補正する。 ⇒基本設計方針(別添I 2.7(1), (2)a)に常用電源設備の構成を記載する。常用電源設備が網羅できるように単線結線図を追加するとともに、別紙として負荷リストを添付する(添付18-4-4-1、同別紙) | 別添I 2.7 添付15-1 P2 添付18 18-4-4-1~5 | 別添I 2.7と添付15-1に、電源の構成を文章で記載した。 添付18-4-4-1~5 単線結線図を追加するとともに、別紙として負荷リストを添付した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|---------|-----|--|--|---|---|---|
| 6/11 | 255 | 電気設備 | 申請書 | 電源車は1台でよいのか。 | 2台（うち1台は予備）とする。 | 対応済 方針決定済。補正する。 ⇒<補正>基本設計方針（別添Ⅰ 2.7(2)c「電源車」）、要目表（別添Ⅱへ2(1)c「電源車」）、添付15-1電気設備の説明書（2.4「電源車に関する基本設計方針」、3.3「電源車」）、添付16-6 2.3「電源車」に予備1台を追記 | 別添Ⅰ 2.7 別添Ⅱ へ.2 添付15-1 P3.9 添付18 18-4-4-1~5 | 別添Ⅰ 2.7、別添Ⅱ へ.2及び添付15-1に、点検等で使用できなくなる期間があることから、予備1台を保有する旨を記載した。 |
| 6/11 | 256 | 基本的安全機能 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-005-01改1について基本設計方針の中で、貯蔵架台について支持構造物としてJEAGの規格で検査を実施し強度評価すること、を記載して欲しい。 | 補足説明資料 設1-補-005-02改1（材料及び構造）に記載済。 →再補正で申請書本文にも記載する予定 | 対応済 補足説明資料改訂(7/8提出) (設1-補-005-02) | <再補正予定> 別添Ⅰ 1.10 材料及び構造 | 基本設計方針の中で、貯蔵架台について支持構造物としてJEAGの規格で検査を実施し強度評価することを記載した。 |
| 6/11 | 257 | 基本設計方針 | 申請書 | ○様式一7について運用に関する記載について、「保安規定で○○する」と書いている部分と、そうでない部分とがある。どのようにかき分けているのか。 | 基本的に、運用についてはすべて保安規定で対応するものと考えており、記載する方向で整理する。 | 対応済（引き続きNo.302で管理） 基本設計方針の該当部分を補正する。 ⇒<補正>別添Ⅰ全般（例：自然現象 別添Ⅰ1.7.1~1.1.7.1.3に追記） | 別添Ⅰ全般（例：自然現象 別添Ⅰ1.7.1） P17, P18 | P17 航空機落下、a.竜巻（変更後欄）、b.火山の影響（降下火砕物） P18 f.積雪、人為事象a.外部火災（変更後欄）に運用を保安規定に明記する旨追記した。 |
| 6/11 | 258 | 基本設計方針 | 申請書 | ○様式一7について外部火災について。地下貯蔵タンクが対象外であることを追記すること。事業許可で切り分けられたので記載していないとのことだが、設工認の基本設計方針には、切り分けの振り返りを行う意味もある。 | 基本設計方針に記載する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添Ⅰ1.7.1.3「外部火災による損傷」 | 別添Ⅰ1.7.1.3「外部火災による損傷防止」 P22 | 別添Ⅰ1.7.1.3「外部火災による損傷防止」地下貯蔵タンクが対象外であることを追記した。 |
| 6/11 | 259 | 基本設計方針 | 申請書 | ○様式一7について電気設備に適用する規格（JIS, JEC）について、添付書類では適用状況を示すため、番号まで記載すること。 | 設1-補-003で、規格についてどこまで記載するかを整理しており、原子力特有の規格以外は記載しない方針としているが、実用炉の例を見て、JECについては可能な範囲で記載する。 | 対応済 補正する。 ⇒<補正>添付15-1電気設備の説明書に、発電炉を参考にしてJEC、SBA等を可能な範囲で記載する。 | 添付15-1 P20 | 添付15-1 P20に可能な範囲で記載。 |
| 6/11 | 260 | 基本設計方針 | 申請書 | ○様式一7について地盤、地震について。6条には建屋のみではなく、まずは施設が十分な支持基盤に設置されることを明示してほしい。 | 施設が十分な支持基盤に設置されることを、基本設計方針に記載する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添Ⅰ1.5.1「地盤」 | 別添Ⅰ 1.5 P6 | 地盤、地震の基本設計方針に施設が十分な支持地盤に設置されることを追記した。 |
| 6/11 | 261 | 基本設計方針 | 申請書 | ○様式一7について地震について、次の内容を記載してほしい。 ・JEACに従っていること ・建物、構築物については、Cクラスについての方針（受電設備の建物があるので） ・電源設備の評価結果 | 記載する（電源設備の評価結果については、添付に付ける） | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添Ⅰ1.5.2「耐震設計」 また、電気設備の評価結果は、添付5-8に記載する。 | 添付5 添付5-8 添付5-8-1 添付5-8-2 添付5-8-3 | JEAGIに従って評価していること、Cクラス建物・構築物の耐震設計の方針、電源設備の評価結果を追記した。 |
| 6/11 | 262 | 基本設計方針 | 申請書 | ○様式一7について20条については、汚染の拡大防止について、保安規定で担保する旨を載せて欲しい。 | No.265で対応。 | 対応済 No.265で対応→以降、No.274で管理。 | | |
| 6/11 | 263 | 基本設計方針 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-003-01改1について変更前後比較表について。わかりやすくするため、「（変更なし）」の記載を少し小さな単位でして欲しい。JNFLとも相談すること。 | 当社案に従い、比較表を修正する。JNFLに情報提供を行う。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添Ⅰ1全般 | 別添Ⅰ 基本設計方針全般 | 変更前後比較表について、わかりやすくするため、「（変更なし）」の記載を小さな単位で整理し記載した。なお、変更前後比較表の記載についてJNFLに情報提供を行った。 |
| 6/11 | 264 | 基本設計方針 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-003-01改1について耐火被覆について。本文で広めに読めるように書くか、耐火被覆のみを対象と書くかすること。 | 本文で広く読めるように記載する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添Ⅰ1.8.2（(1)a.(b)iiiに追記） | 別添Ⅰ 1.8.2 P24、添付8 P6 | 火災時に着火するおそれのある材料を建屋に設置する場合は、耐火被覆により着火しないという内容に記載を修正した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|--------------------|-----|---------------|------------|---|--|--|---|--|
| 6/14ラップアップにおけるコメント | | | | | | | | |
| 6/14 | 265 | 基本設計方針 | 申請書 | ドラム缶の漂流対策を閉じ込め機能(規則11条)のところに書くとしているが、汚染防止対策(20条)に書いた方がよいのではないか。 | ドラム缶の漂流防止対策を閉じ込め機能(規則第11条)に整理したが、6/17ヒアリングにて相談予定。 | 対応済 6/15コメント回答提出、6/17ヒアリングで相談済。以降、No. 274で管理 | | |
| 6/17ヒアリングにおけるコメント | | | | | | | | |
| 6/17 | 266 | 一般産業用工業品 | 申請書 | (一般産業用工業用品について)加工事業者の申請書の記載を参考に、カタログ品などの記載を追加すること。 | 記載を追加する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>添付9 6.4「一般産業用工業品の更新や交換等」に追記。 | 添付9「6.一般産業用工業品…」P8 | 具体例としてカタログ品について記載。 |
| 6/17 | 267 | 全体構成／一般産業用工業品 | 申請書 | 申請書別添の構成がおかしい。「設計及び工事の方法」の別添構成を適切なものとする。また、一般産業用工業品については、設計と工事の方法の両方に記載が必要。 | I 基本設計方針 II 各施設の設計仕様、準拠規格及び基準 III 工事の方法の構成とする。一般産業用工業品については、IとⅢの両方に記載する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添の構成を左記のとおりとする。一般産業用工業品については、別添I 1.9(安全機能を有する施設)と別添Ⅲ 1「3.工事上の留意事項」に記載。 | I 基本設計方針 II 各施設の設計仕様、準拠規格及び基準 III 工事の方法 一般産業用工業品は別添I 1.9(安全機能を有する施設)P28と別添Ⅲ 1「3.工事上の留意事項」P8 | 別添の構成を変更。一般産業用工業品について、設計及び工事の方法に記載した。 |
| 6/17 | 268 | 全体構成 | 申請書 | 別添Iの共通項目において、一般産業用工業品を単独で項目立てしているが、技術基準適合の審査の観点から、「安全機能を有する施設」に含める構成とすること。 | 一般産業用工業品の設計については、申請書本文、添付書類のいずれも「安全機能を有する施設」に含めて記載する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添I 1.9「安全機能を有する施設」、添付9「安全機能の健全性維持に関する説明書」に記載。 | 別添I 1.9「安全機能を有する施設」P28、添付9「安全機能の健全性維持に関する説明書」P7, 8, 9に記載 | 安全機能を有する施設の中に一般産業用工業品について記載。 |
| 6/17 | 269 | 一般産業用工業品 | 補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-003-02改3について p.8「5.1安全機能を有する施設」で2-1表を引用しているのに、p.9で2-1表を削除してしまっているのか。 | 表は削除でよいが、引用の記載が誤っているので修正する。 →補足説明資料からは当該部分を削除し、補正書に反映する。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付9 | 添付9「安全機能の健全性維持に関する説明書」P6 | 「5.1 安全機能を有する施設」において、表を引用しない記載とした。 |
| 6/17 | 270 | 耐震設計 | 申請書 | 申請書添付5-8に参考資料を付けているが、具体的な数値は入らない。参考資料の中から式だけを添付書類の中に取り込むこと。 | 参考資料の添付をやめ、式を申請書添付書類に記す。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付5-8の記載を修正。また、参考資料は付けない。 | 申請書添付5-8-1~3 | 計算方法に関する説明書として、申請書添付5-8-1~3を追加した。 |
| 6/17 | 271 | 耐震設計 | 申請書 | 申請書添付5-8において、評価結果の記載が言葉足らずである。例えば、電源車について、単に「横滑りしない」とだけ書くのではなく、地震力に耐えることを記すこと。 | 記載を修正する。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付5-8の記載を修正。 | 申請書添付5-8 P8 | 電源車について、「横滑りしない」だけではなく、水平震度に基づく地震力に耐えることを追記した。 |
| 6/17 | 272 | 火災・爆発の防止 | 申請書／補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-012改2について p.12で地下式軽油タンクについて記載しているが、電源車については記載しないのか。 | 電源車について、何らかに記載する。 | 対応済 申請書補正に反映する。また、7/8に補足説明資料改訂版を提出(設1-補-012) ⇒<補正>添付8 4.1(1)a.(c)に電源車の記載を追加。 | 別添I 1.8 P25 別添I 2.7 P42 添付8 P2, 4 添付15-1 P18 | 電源車の火災対策を追記した。 |
| 6/17 | 273 | 火災・爆発の防止 | 申請書／補足説明資料 | ○補足説明資料 設1-補-012改2について p.24文末に、高さ2m以上の塀設けると記載しているが、材料が決まっているようであれば、記載すること。 | 材料を追記する。 | 対応済 申請書補正に反映する。また、7/8に補足説明資料改訂版を提出(設1-補-012) ⇒<補正>添付15-1 3.4「軽油貯蔵タンクの構造について」に追記。 | 別添I 1.8.4 P27 別添I 2.7 P43 添付8 P3, 7 添付15-1 P18 | 塀の材料を追記した。 |

| 実施日 | No. | 分類 | 資料名 | コメント内容 | 対応案 | 対応状況 | 補正・修正した頁 「添付○」とだけ記載してあるのは「添付書類3の添付○」を示す | どのように補正・修正したか |
|------|-----|---------|-----|--|--|---|---|--|
| 6/17 | 274 | 基本設計方針 | 申請書 | ○ドラム缶の漂流対策に関する基本設計方針（コメント回答）について ドラム缶の漂流対策に関する基本設計方針については、今回申請の「閉じ込め機能」ではなく、次回申請の「放射性廃棄物の廃棄施設」に記載してはどうか。 | 記載方法、申請書の補正方法を検討する。 | 対応済→以降、No. 286で管理することとし、本コメントとしてはクローズ 当事業所の廃棄施設は、保管廃棄する設備であることから技術基準規則19条の適用を受けない。このことから、現状どおり11条で整理する。 ⇒<補正>別添 I 1.2 「閉じ込め機能」(4)の「変更前」に追記。 | 別添 I 1.2 閉じ込め機能」 P3 | 規制条文と事業の変更許可に基づき、「閉じ込め機能」に整理した結果を反映した。 |
| 6/17 | 275 | 自然現象等 | 申請書 | ○基本設計方針 変更前後比較表 について 1.1.7.1(1)の風、低温、積雪、落雷は、既認可にある内容であるから、赤字は記載の適正化を行ったものであり、変更前の方に記載すべきではないか。 | 変更前の方に記載する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添 I 1.7.1 「外部からの衝撃による損傷の防止」変更前の方に記載する。 | 別添 I 1.7.1 P16, 17, 18 | 別添 I 1.7.1 「外部からの衝撃による損傷の防止」について、既許可時から基本設計に変更がない場合は、記載適正化の上、変更前の欄に記載した。 |
| 6/17 | 276 | 材料および構造 | 申請書 | ○基本設計方針 変更前後比較表 について 1.1.10.3の溶接に関する記載について。核燃料施設の溶接事業者検査は新たに導入されたものではあるが、従前から同様の対応を行っているのであれば、変更前に記載すべきではないか。JNFLの例も見て検討すること。 | JNFLの例を確認したところ、変更前に記載していることを確認した。同様の記載に修正する。 | 対応済 申請書を補正する。 ⇒<補正>別添 I 1.10.3 「主要な耐圧部の溶接…」変更前の方に記載する。 | 別添 I 基本設計方針「1.10.3 主要な耐圧部の溶接部」 P31 | 従前から同様の対応を行っていた主要な耐圧部の溶接部に関する基本設計方針を変更前に記載した。 |
| 6/17 | 277 | 計測設備 | 申請書 | ○設工認における計測設備の扱い（コメント回答）について 実用炉に倣うことでよいが、現状記載案にある表示装置は残して欲しい。 | No. 251で対応 | No. 251で対応 | | |
| 6/17 | 278 | 耐震設計 | 申請書 | （申請書添付5-1-3-1）電気設備が波及的影響を考慮する施設の選定対象とならない理由（距離が離れている、など）を記載して欲しい。 | 理由を記載する。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付5-1-3-1 「波及的影響を考慮する施設の選定」に理由を追記。 | 添付5-1-3-1 「波及的影響を考慮する施設の選定」 P3 「3. 今回申請設備について」 | 今回申請設備である電気設備について波及的影響を及ぼすおそれのある施設ではない説明を記載した。 |
| 6/17 | 279 | 電気設備 | 申請書 | ○補足説明資料 設1-補-003-02改3について 2.2に「操作性及び検査又は試験」の全体的な設計方針が記載されているが、電気設備の具体的な設計はどこで説明するのか。 | 申請書添付書類15-1において説明する。 | 対応済 申請書添付書類を補正する。 ⇒<補正>添付15-1 3.7 「電気設備の操作性及び検査又は試験等」に記載。 | 添付15-1 P19 | 添付15-1に電気設備の操作性、検査等について記載した。 |